

防衛大学校紀要（社会科学分冊） 第二百二十四輯 別刷 令和四年三月

ヴェトナムと朝鮮戦争軍事停戦体制

——北朝鮮の民族解放闘争認識と米韓同盟管理——

（三・完）

倉田秀也

ヴェトナムと朝鮮戦争軍事停戦体制

——北朝鮮の民族解放闘争認識と米韓同盟管理——

(三・完)

倉田秀也

——目次——

問題の所在——二つの紛争「局地化」と民族解放闘争

一. 「ヴェトナム化」の固有要素と朝鮮半島(一)——「カンボジア化」と「ラオス化」

(一) 政治闘争への路線変更——「民族民主革命」と「有利な条件」

(二) 連合政府構成と中朝両国の革命認識——カンボジア内戦継続とラオス和平成立

二. 「ヴェトナム化」の固有要素と朝鮮半島(二)——米朝直接協議の可能性と国連の権能

(一) 北ヴェトナム軍撤退なき米軍撤退——「自由かつ民主的な総選挙」の条件

(二) 駐越韓国軍撤退後のNSDM 48——段階的米軍撤退・UNCURK・国連軍司令部

三. 「ヴェトナム化」との跛行性と米中「共同管理」——キッシンジャー・周恩来会談

(一) 中朝両国のインドシナ和平認識——革命論と均衡論の間

(二) UNCURK解体の効用——国連軍司令部存続の方向性

(以上、第百二・二十二輯)

四、ヴェトナム和平国際保障の失速——パリ国際会議

- (一)「外部からの政治的権威」——縮小された「インドシナ平和会議」
- (二)米国・北ヴェトナム二国間関係の先行——キッシンジャーの事前協議
- (三)パリ国際会議議定書の陥穽——民族解放闘争の余地

五、朝鮮和平の変調——最高人民会議第五期第二次会議

- (一)許談訪中と米朝直接接触提案——米中「共同管理」への抵抗と南北平和協定の効用
- (二)「金一五項目軍事提案」と「米国議会に送る書簡」——政治協商会議提案と「ルーマニア・チャネル」
- (三)パリ国際会議とシアヌーク訪朝——民族解放闘争と「有利な条件」

(以上、第百二十三輯)

六、和平接点の喪失——四者共同声明と朝鮮半島

- (一)ヴェトナム和平と米議会——在韓米軍追加削減凍結との対比
- (二)米中「共同管理」からの脱却——レ・ドク・トの対米協議
- (三)四者共同声明と北朝鮮——「完全な解放」支持
- (四)南北調節委員会の隘路——二つの相対化

結語——パリ和平協定の規範性と朝鮮半島

(以上、本輯)

六・和平接点の喪失——四者共同声明と朝鮮半島

(一) ヴェトナムと平和と米議会——在韓米軍追加削減凍結との対比

北ヴェトナムはパリ国際会議で、パリ和平協定の有効な国際保障の機制が生まれることを阻止する一方、軍事停戦違反を続けていた。上述の通り、北ヴェトナムはパリ国際会議以前、クアンガイとサ・フィンの周辺を支配下に置いたのに続いて、パリ国際会議と前後した時期、ケサン地域へ地对地ミサイルを搬入し、ICCSもカナダ、インドネシアとポーランド、ハンガリーの間で二分されていた。さらにパリ国際会議が閉会した後、パリ和平協定をさらに危殆に晒したのは、やはりその第二〇条——カンボジアとラオスからの「外国軍」の撤退——に関わっていた。一九七三年三月中旬、約三万の北ヴェトナム軍が二五〇台の戦車、地对空ミサイルとともに「ホーチミン・ルート」と非武装地帯を通過して南下したからである。これに対してニクソンが「これ以上の浸透があった場合」には「深刻な結果」を招くと述べ^⑩、これ以上パリ和平協定に違反すれば、それがもたらす結果に疑念をもつてはならないと警告したにもかかわらず^⑪、北ヴェトナムはさらなる兵員と軍事物資を南ヴェトナムに投入していった。

このような明白なパリ和平協定違反にもかかわらず、北ヴェトナムと臨時革命政府はアンロク南西に位置するトン・レ・チャンの南ヴェトナム軍基地を攻撃した。これに対して南ヴェトナム政府はパリ国際会議調印者宛てに北ヴェトナムを非難する書簡を發出し^⑫、米国もこれと同様の書簡を發出しなければならなかった^⑬。しかし、パリ国際会議議定書第七条(B)に謳われた議定書調印者の「六者もしくはそれ以上の要請」に従って、パリ国際会議が再招集されることはなかった。また、パリ国際会議の再招集には、いま一つの要件として米国と北ヴェトナムの合意が挙げられていたが、北ヴェトナムはパリ和平協定とパリ国際会議の「決議(議定書を指す)」(括

弧内は引用者)を「厳格に尊重し、細心に実施するよう断固要求する」としつつ、米国と北ヴェトナムの間で「新しい関係を樹立する条件」が作り出されるとしながらも^⑳、米国にパリ国際会議の再招集を求めることもなかった。

北ヴェトナムをパリ和平協定遵守に導く努力は再び、キッシンジャーとレ・ドク・トとの協議に委ねられようとしていた。しかし、米国はその時期、その協議を支えるべき議会の支援を失いつつあった。パリ和平協定成立直前、キッシンジャーがチューに和平協定を受け入れれば制限のない経済支援に加えて、米国がこれまで与えてきた軍事支援に代る支援を受けることができるとして和平協定の受け入れを迫り、ニクソンも米軍撤退後に米国による支援がなければ北ヴェトナムの軍事的優位は維持できないと判断していたことは上述の通りである。それにもかかわらず、パリ和平協定後、米議会が北ヴェトナムにその軍事的優位を支える支援には消極的になっていった。ニクソンは過去二〇年間で国防費が最低の水準にあることを指摘した上で、「米国が過去達成した平和(パリ和平協定を指す)の永続に進展をみるためには強固な軍事力がなければならないことを忘れてはならない」(括弧内は引用者)^㉑として、米議会に北ヴェトナム支援の必要を喚起しなければならなかった。

ニクソンがチューをサンクラメンテの私邸に招いたのはその翌日であった。ニクソンはチューとの首脳会談で米国の南ヴェトナム支援が議題になったとき、ニクソンは米議会が北ヴェトナム支援に消極的であることをチューに伝えなければならなかった。ニクソンは一九七三年会計年度に二億ドルの支援を求めるチューの主張を退け、一億六〇〇〇万ドルへの減額を通告し、北ヴェトナムは米国への依存を減らさざるをえないと応えた^㉒。七四年会計年度についても、ニクソンはチューとの共同声明で米議会が経済支援、戦後復興のために十分な支援を供与すべく承認を模索すると述べたにもかかわらず^㉓、グエン・フー・ドクが北ヴェトナムは韓国よりも短期間で自

立的になるとして、七億八千五〇〇万ドルの支援を求めると、ニクソンはその額は目標ではあっても確約はできないと答える他なかった⁽²⁵⁾。

南ヴェトナムへの米議会の支援が期待できないなか、米国は北ヴェトナムの軍事停戦違反に対して、パリ和平協定に反する行動をとることで対抗した。パリ和平協定の議定書は第二章第二条で、「ヴェトナム民主共和国に対する陸、海、空部隊による一切の軍事活動を、その基地の所在の如何を問わず停止することに加え、「ヴェトナム民主共和国の領海、港湾、内水路の全ての機雷を除去、恒久的に作動停止あるいは破壊する」とした上で、それらの措置は「永続的にして時間的限定はない」としていたにもかかわらず、北ヴェトナム上空で空中偵察を再開し、ハイフォン湾での機雷除去作業を中断した。さらに、一九七三年四月一六日に北ヴェトナム軍の支援を受けたパテト・ラオ軍がジャール平原南部を占領すると、米国は即座にB・52爆撃機による爆撃を行なった⁽²⁶⁾、米国は北ヴェトナムのパリ和平協定の軍事停戦違反に対して自らも違反行為をとり、それを撤回する用意を示しつつ、北ヴェトナムを再びパリ和平協定に復帰させようと考えた。

しかし、米議会はその軍事行動についても支援する姿勢を見せなかった。当時、一九七三年会計年度の第二次補正支出法を審議していた米議会に提出された法案は、カンボジアだけではなく、ラオス、北ヴェトナム、南ヴェトナムの「領内、上空、および沿岸における直接、間接の支援戦闘行動」に資金使用を禁止することを求めている。当時、ニクソンはマンسفールド (Mike J. Mansfield) 上院議員に対して、この法案が通過すればキッシンジャーはレ・ドク・トとの協議で「交渉の圧力になる手段をまったく持たずパリに行かざるをえない」と懸念を表したが、採択を阻止することはできなかった⁽²⁷⁾。さらに、米議会には米国の北ヴェトナム支援を阻止する法案が提出された。すでに二月のハノイでの協議でキッシンジャーは、米国と北ヴェトナムとの間で合同経済委

員会の設立に合意していたが、この時期の北ヴェトナムの軍事停戦違反行為に対して、「バード修正案 (Byrd Amendment)」が採択され、事前に議会承認がない限り北ヴェトナムへの経済支援を禁ずることになり^②、北ヴェトナムとの合同経済委員会も中断を余儀なくされた。キッシンジャーは「われわれが強制力も奨励策も持ち合わせていなかったとしたら、わが方の立場はどうなるか。力によつて協定履行を迫ったからといって非難され、協定履行の一誘因となるはずの経済援助を供与するなど強いられたらどうなるか」^③と述べたが、ここでいう「強制力」がインドシナへの「直接、間接の支援戦闘行動」、「奨励策」が北ヴェトナムへの経済支援を指していたとすれば、キッシンジャーはその双方が米議会によつて封じられたことを慨嘆したことになる。キッシンジャーは米議会の支援なく、来るべきレ・ドク・トとの協議に臨まなければならなかった。

南ヴェトナムへの支援が米議会により減額されたことは、在韓米軍の追加削減にも波及しかねなかった。すでに第七歩兵師団の撤退を強行され、南ヴェトナム軍事援助司令部も解体していたことを考えるとき、韓国が残存する第二步兵師団の削減を懸念したのは当然であった。ニクソンが第七歩兵師団の撤退を強行した後、ニクソンが朴正熙に送った書簡で、「在韓米軍の追加削減を行う前に貴方と十分協議を行う」と述べ、七四年会計年度に米国が在韓米軍の追加削減を排除しなかったのは上述の通りである。ところが、金溶植は一九七三年二月下旬の訪米の際、米国の強い支援があつてこそ北朝鮮との和解に臨むことができることを説き、在韓米軍の兵力水準維持を主張したところ、これに対してキッシンジャーは在韓米軍の兵力水準維持を言明した^④。キッシンジャーはかつて、ハビブが七四年会計年度に在韓米軍の兵力水準を下げる提言を行ったとき、NSDM・48に示された在韓米軍の段階的削減計画を凍結する意向を示し、七三年二月中旬に周恩来との間でも在韓米軍の当面の駐留を前提として南北対話を慫慂することに合意をみていたが、この方針は韓国にも伝えられたことになる。かくして、

一時期、七四年会計年度に在韓米軍の追加削減を危惧した朴正熙はいったん杞憂に終わることになった。さらに、その後のリチャードソン (Elliot L. Richardson) 国防長官による年例報告でも、韓国が「その国防でより大きな責任を負う」としつつも、米国が引き続き軍事的プレゼンスを示すことが、韓国が自信をもって強い立場から北朝鮮との対話に臨む上で寄与していると述べ、一定水準の在韓米軍の駐留は依然として「不可欠 (imperative)」とされていた²⁴⁾。さらに、南ヴェトナムとの対比を際立たせたのは、韓国軍現代化計画に対する米議会の対応であつた。この計画に必要な米国の支援額が減額し韓国側が財政的負担を強いられるなか、金溶植がこの計画への米議会の対応を質したところ、グリーンは韓国軍現代化計画に対する米議会の反対はなかつたと述べた²⁵⁾。確かに、米議会はここで韓国軍現代化計画について増額を認めたわけではなく、駐越韓国軍撤退とともに韓国に移転された米軍装備で補填しなければならなかつた²⁶⁾。しかし、在韓米軍の追加削減を当面免れ、韓国軍現代化計画に米議会が関与し続けることを知らされ、金溶植は米国が南北対話のために韓国の安全保障を犠牲にしない意思を確認したに違いない。

チューはニクソンとの会談の後に訪韓し、一九七三年四月一二日に朴正熙と首脳会談をもつた。チューは米議会の支援が期待に及ばないことを朴正熙に率直に述べ、韓国からも支援を求めなければならなかつた。ニクソンとチューによる共同声明でも、「限られた資源」のため「この地域の国家」が外部からの支援を必要とするとしており、戦争中に南ヴェトナムに二個師団を派遣していた韓国がそこに含まれていたことは明らかであつた。チューは解放民族戦線が「有利な時点が到来するときまで時間稼ぎ戦術を駆使して」といると述べて、北ヴェトナムの南ヴェトナムへの「浸透の水準は大きな戦争を即発する水準には至っていない」と展望しつつも、北ヴェトナムのバリ和平協定違反が南ヴェトナム政府の存続を危うくすることに懸念を表明し、朴正熙も過去の北朝鮮に

よる「挑発」を挙げ、北ヴェトナムのバリ和平協定遵守には懷疑的な見解を伝えた²⁷⁾。朴正熙は、バリ和平協定とともに駐越韓国軍が撤退した以上、もはや南ヴェトナムを支援する手段は経済支援に限られていたことも認識していた。

これを受け、金溶植がチャン・ヴァン・ラムと会談し両国間の協力を論議したあと²⁸⁾、東京で開催された国連経済社会理事会アジア極東経済委員会 (Economic Commission for Asia and the Far East: ECAFE) での演説でヴェトナム復興支援に関与する意志を明らかにし²⁹⁾、後に太完善副総理も約一〇〇万ドルの緊急救護計画と一〇〇万ドルの技術援助を経済閣僚会談で議論すると約束することになった³⁰⁾。すでに米議会が北ヴェトナムの軍事停戦違反にもかかわらず南ヴェトナム支援に消極的ななか、南ヴェトナムの存続が危ぶまれたとき、米国が南ヴェトナムへの積極的支援に転じる保障はなかった。朴正熙の懸念は、それが北朝鮮を再び「南朝鮮革命論」に傾斜させ、南北対話を等閑視することであった。そのとき、南ヴェトナム支援に消極的な米議会が、韓国支援にのみ積極的になるとは限らなかった。韓国が南ヴェトナムを存続させることが米国を引き続き韓国の安全保障に關与させる条件になっていたと認識していたとすれば、このときの韓国の南ヴェトナム支援は、戦争中の韓国軍のヴェトナム派兵と同様の安全保障上の懸念に根差していたことになる。

一九七三年五月三日に発表されたニクソンによる外交教書は、韓国の懸念を共有する内容となっていた。ここでニクソンは「友人 (friends)」との言辞を用いて韓国と南ヴェトナムを同列に置きつつ、「南ヴェトナムから全ての軍隊と韓国から二万人の軍隊を撤退することができたのは、両国の軍隊を増強するためのわれわれの支援があったからである」として、米議会に対して韓国と南ヴェトナムへの支援を求めた。ここでニクソンは「友人」が自身の国防に米国がもはや必要ではない、あるいは少なくともその死活的な部分において米国が必要ではない

と判断したとき、「敵対勢力に妥協を強いられる」として、南北対話に望む韓国と臨時革命政府との政治問題で協議することになっていた南ヴェトナムには、依然として米国による支援が必要であることを訴えていた。さらにニクソンは、敵対勢力が米国は「友人」に大きなプレゼンスを維持しないとみて「度を越えた行動」をとつても、米国に強い措置をとる意思がないと判断すれば、「均整がとれた合意の重要性は大きく損なわれる」として、韓国、南ヴェトナムが米国からの支援を失えば、北朝鮮と北ヴェトナム——および臨時革命政府——が合意に違反したとき対抗措置をとれず、むしろ合意が損なわれることを指摘した²³⁾。

ところが、ニクソンの外交教書でも在韓米軍の追加削減、韓国軍現代化計画には言及はなかったとはいえ、韓国の懸念は米韓関係よりも米朝関係にあった。すでに一九七三年二月の金溶植訪米の際、ロジャーズはキューバ、北ヴェトナムと並んで北朝鮮への旅行制限の撤廃を通告していた²⁴⁾。パリ和平協定直前、ラナードが訪韓したとき、韓国側はその可能性を質すと同時にその措置の延長を求めているが、米国はここで、韓国に対して回答を伝えたことになる。その時期、北朝鮮は事実上米国と北ヴェトナムとの二国間協議で成立したパリ和平協定が米軍撤退を実現させたことをみて、最高人民会議第五期第二次会議で在韓米軍撤退を求める「米国議会に送る書簡」を採択し、「ルーマニア・チャネル」を稼働させようとしていた。米国が北朝鮮への旅行制限の撤廃を決定したことは、韓国の懸念を高めずにはいかなかった。しかもこのとき、キッシンジャーとレ・ドク・トとの会談が再開されようとしていた。南ヴェトナムの軍事停戦について再び南ヴェトナムを排除して米国と北ヴェトナムとの間で合意を交わすことになれば、北朝鮮がさらに在韓米軍撤退を米国に求め、それを峻拒する韓国との対話に関心を失うことにもなりかねなかった。韓国は在韓米軍の追加削減を免れながらも、北朝鮮の対米関係との関連でキッシンジャーとレ・ドク・トとの協議を注視せざるをえなかった。

(二) 米中「共同管理」からの脱却——レ・ドク・トの対米協議

米国と北ヴェトナムとの協議が再開しようとしていたとき、朴正熙はそれが北朝鮮をさらに対米協議に傾斜させ、南北対話を等閑視することを懸念していたが、その懸念は周恩来も共有していた。一九七三年二月にはキッシンジャーと「カンボジア化」と「ラオス化」の必要を共有し、インドシナ半島で北ヴェトナムが覇権を握ることに懸念を表していた。確かに、周恩来はパリ国際会議の事前協議で、パリ和平協定の履行を米国と北ヴェトナムとの二国間協議に委ねてはいたが、それは周恩来が北ヴェトナムの軍事停戦違反を軍事的に支える「ホーチミン・ルート」の維持を支持したことにはならなかった。周恩来が北ヴェトナムが第二〇条を含むパリ和平協定を遵守することを望んでいたとすれば、民族解放闘争の自制を求めているに等しかった。

キッシンジャーとレ・ドク・トとの協議は、一九七三年五月一七日から六月一三日まで、中断を挟んだとはいえ約一ヶ月に及ぶことになるが、協議再開の翌日の五月一八日、周恩来が喬冠華とともに北京でブルース (David K. E. Bruce) 米中連絡事務所所長と会見したときも、やはり北ヴェトナムがパリ和平協定を遵守すべきことを繰り返していた。周恩来はブルースに対し、北ヴェトナムと臨時革命政府がパリ和平協定を遵守し、南ヴェトナムを安定化することが必要であるとの認識をニクソンに伝えるよう依頼し、カンボジアに関しても全ての関係者がパリ和平協定第二〇条を遵守することが問題解決の唯一の方法と述べ、「平和的で独立した中立のカンボジア」を望むと言明したという²³⁾。これに対して、キッシンジャーも五月二七日、「北ヴェトナムがソ連と提携してインドシナの後見人となること」は米中両国の利益に反することの認識の下、ロン・ノルを病氣療養の名目で米国に出国させ、シアヌークとロン・ノル残余勢力による交渉を開始することを提案した²⁴⁾。キッシンジャーはカン

ボジアから北ヴェトナム軍が撤退した後、カンボジアの「全ての勢力が参加する連合政府」を構成し、シアヌークが役割を担えるようにする意図を伝えようとしたのである²⁵⁾。

しかし、レ・ドク・トは——キッシンジャーと周恩来の意図に反して——カンボジア領内の北ヴェトナム軍は、カンボジアで生まれて徴募された「ヴェトナム系カンボジア公民」であり、撤退する必要はないなどの詭弁を弄し²⁶⁾、ラオス、カンボジアからの北ヴェトナム軍撤退に応じることはなかった。さらに、キッシンジャーとレ・ドク・トとの協議が中断していたとき、COSVINが行った近況報告も、「わが人民とカンボジアとラオス人民による闘争の結果として」、米国はカンボジアで「立ち往生」し、パリ和平協定の履行について民族解放勢力側と合意せざるをえない状況に迫り込まれていると判断していた。さらにこの報告は、米国と北ヴェトナムの間で生まれる新たな合意は民族解放勢力側の「勝利」であり、それが得られ次第、兵士、民間人、党支部は南ヴェトナムのあらゆるレヴェルで任務を遂行する必要を強調していた²⁷⁾。もとより、この任務が直ちに南ヴェトナム政府打倒を意味したわけではなかったにせよ、カンボジアとラオスでの北ヴェトナム軍の駐留を既成事実化することで「ホーチミン・ルート」の温存を図り、さらなる軍事攻勢を展開しようとすることは明らかであった。

周恩来がこれに懸念を抱いたのはいうまでもない。周恩来は一九七三年六月初頭に訪中したヴェトナム労働党中央委員会第一書記のレ・ズアン、ファム・ヴァン・ドン、レ・タン・ギ副首相ら北ヴェトナム代表団の歓迎宴で、北ヴェトナムとの「戦闘的団結」を謳い、その「戦闘的姿勢」を讃えながらも、北ヴェトナムについて「戦争の傷跡を癒やし、経済を回復し、発展させ、社会主義的な労働に身を投じ、立派な成果を挙げている」として、その国内での成果を強調する一方、南ヴェトナムについては解放民族戦線と臨時革命政府が「解放区を打ち固め、建設し、革命の成果を守り、南ヴェトナムの民族和解、独立、民主を実現するために、弛まぬ闘争を続けている」

(傍点は引用者)²³⁵と述べた。そこに南ヴェトナム政府の打倒を鼓舞するような発言はみられなかった。これに対してレ・ズアンは同じく歓迎宴で、「パリ協定(パリ和平協定を指す)はヴェトナム人民が平和を守り、打ち固め、北ヴェトナムで社会主義建設に従事し、南ヴェトナムで独立と民主を実現」(傍点、括弧内は引用者)したとして周恩来に呼応する発言も行っていたが、その一方で「さらにヴェトナムを平和的に統一するため、闘争を続けるに有利な条件を作り上げ、麗しい展望を切り開いた」(傍点は引用者)²³⁶と述べ、引き続き軍事攻勢を行うことを示唆していた。周恩来とレ・ズアンの間に軍事攻勢の継続の妥当性について認識の相違があったことは否めなかった。

ところが、六月一二日に発表された中越共同声明は「現在、ヴェトナム人民の革命事業は新たな段階に入っている」とする一方、上述の周恩来の発言通り、「南ヴェトナム人民は平和、独立、民主、民族和合の旗幟を高く掲げ、引き続き革命的警戒心を高め、重なる困難と障害を乗り越えて、解放区を建設し、打ち固め、革命の成果を守る、闘いのなかで、絶えず新たな勝利を収めている」(傍点は引用者)として解放民族戦線と臨時革命政府の成果を讃えつつも、レ・ズアンが歓迎宴で述べた「闘争を続ける」の一文には触れなかった。カンボジアについてはシアヌークの抗戦を高く評価しつつ、カンボジア問題は「カンボジア人民が外国の干渉を受けない状況で自ら解決しなければならない」とし、ラオスについても「民族和合を実現させ、平和、独立、中立、民主、統一、繁栄のラオスを建設する」と確認していると述べられ²³⁷、北ヴェトナム軍のカンボジア、ラオス駐留を正当化する文言はなかった。周恩来はここで北ヴェトナムに経済支援の提供を約束したが、周恩来が——一九七三年二月のキッシンジャーとの会談と同様に——北ヴェトナムの民族解放闘争の自制を求めていたとすれば、それは周恩来の意向に沿って、北ヴェトナムと臨時革命政府が「解放区」の「建設」に集中することへの反対給付でもあつ

たとみてよい²⁴⁾。

レ・ズアンらの訪中と同時期、パリでは南ヴェトナム政府と臨時革命政府の間で二者協議がもたれていたが、その主要議題は軍事停戦問題とともに政治問題に移行していた。繰り返すまでもなく、パリ和平協定は南ヴェトナムの政治問題について、「軍事停戦が達成された九〇日以内にこの達成に最大限の努力を払うこととする」(第四章第一二条・A)とした上で、その期限内に全国評議会の設立を通じて南ヴェトナムにおける「自由かつ民主的な総選挙」を実施することを謳っていた(同条・B)。ただし、パリ和平協定の想定とは異なり、軍事停戦違反が継続していたまま南ヴェトナム政府と臨時革命政府は政治問題を議論しなければならなかった。キッシンジャーは二者合同軍事委員会を稼働させ、北ヴェトナムを軍事停戦に導くためには、南ヴェトナム政府と臨時革命政府の支配地域を明確にしなければならないと考えていたが、南ヴェトナムは臨時政府の支配地域が狭小であっても、それを確立した支配地域として認めれば、南ヴェトナムの「完全支配」を謳う南ヴェトナム政府の主張は「虚構」となりかねなかった²⁵⁾。南ヴェトナム政府は、同じくパリで並行していたキッシンジャーとレ・ドクトとの協議によって、北ヴェトナムを軍事停戦遵守に導くために南ヴェトナム政府の主張が切り崩されることを懸念しなければならなかった。

一九七三年四月二五日、南ヴェトナム政府は、臨時革命政府との「予備合意案」としてまず、パリ和平協定が南ヴェトナムの軍事問題に規定した「(南ヴェトナム政府と臨時革命政府の)兵力削減する措置、及び削減された部隊を動員解除するための諸措置」(第四章第一三条)(括弧内は引用者)に従って、「全ての非南ヴェトナムのヴェトナム軍 (All non-South Vietnamese)」が南ヴェトナムから撤退、帰還し、それと並行して南ヴェトナム政府が同数の兵員動員を解除すること(第八項目・a)を提案した²⁶⁾。これに対して臨時革命政府は同日、「六

項目提案」として「敵対行動の停止と軍事停戦に関する全条項の厳格な実施」（第一項目）というパリ和平協定以来の議題に加えて、「民族和解一致全国委員会の設立」（第四項目）、「南ヴェトナムにおける自由かつ民主的な総選挙の実施」（第五項目）、さらには「南ヴェトナムにおける軍隊の問題」として、「南ヴェトナムの両当事者により民族和解一致、平等と相互尊重の精神で外国の干渉なしに戦後の情勢に従って解決される」とした上で、「南ヴェトナムにおけるヴェトナム軍隊の問題」として「両当事者の軍事要員を削減し、削減された要員を復員させる措置」などを含むこと（第六項目）を挙げていた。

南ヴェトナム政府の「予備合意案」は、軍事問題と政治問題の解決の第一段階として、南ヴェトナムからの北ヴェトナム軍の撤退と南ヴェトナム軍の動員解除は、南ヴェトナム政府と臨時革命政府が政治問題を含む「最終包括合意」に署名したときに開始され、全国委員会の発足後遅くとも三〇日以内に完了することを提議していた。その第二段階では、「最終包括合意」に署名後六〇日以内に、全国委員会が「自由かつ民主的な総選挙」に関する法律を定めるとしていた（第八章）。したがって、南ヴェトナム政府の「予備合意案」では、全国委員会が「自由かつ民主的な総選挙」に関わる法律を定めるまでの三〇日以前に、南ヴェトナム領内の北ヴェトナム軍の撤退と南ヴェトナム軍の動員解除は完了していることを想定していたことになる。これに対して臨時革命政府の「六項目提案」も、軍事問題と政治問題の解決を二段階に分けていたものの、第一段階で全国委員会までの四項目までを審議を先行させ、第二段階で第五項目の「自由かつ民主的な総選挙の実施」と第六項目の「南ヴェトナムにおけるヴェトナム軍隊の問題」を解決することを提議していた²⁴⁾。別言すれば、臨時革命政府の「六項目提案」では、たとえ南ヴェトナム政府の提議通りに全国委員会が発足して「自由かつ民主的な総選挙」を審議するにしても、そのときまでに南ヴェトナム領内から北ヴェトナム軍を撤退させる意志はなかったことになる。南ヴェト

ナム政府が、臨時革命政府は南ヴェトナム領内で北ヴェトナム軍の駐留させたまま支配地域の拡大を既成事実化し、「自由かつ民主的な総選挙」それ自体に関心がないと考えたのは当然であった。

これについて米国は、南ヴェトナム政府も署名する四者共同声明を考え、キッシンジャーとレ・ドク・トの間との合意に南ヴェトナム政府と臨時革命政府を関与させることで再び戦闘四当事者による合意を作り上げ、パリ和平協定に導くことを考えた。しかし、キッシンジャーはレ・ドク・トとの協議内容をチューに示す度に、チューからの強い抗議に遭わなければならなかった。パリ和平協定第二章第三条(B)では、二者合同軍事委員会について「(南ヴェトナムでの)双方の支配地域 (areas) と駐留の方法を決定する」(括弧内は引用者)と記されていたにもかかわらず、米国が提示した草案には、二者合同軍事委員会の南ヴェトナム政府と臨時革命政府との連絡飛行について、「サイゴンとロクニンの間でなされる」とし、中央二者合同軍事委員会本部についても「サイゴンまたは南ヴェトナムの両当事者の一方の支配領土 (territory) と他方の支配領土が隣接する」ところに設置すると記されていた。キッシンジャーは、レ・ドク・トがこれに応じたとき、北ヴェトナムと臨時革命政府が南ヴェトナム政府の「支配地域」での政治闘争から重点を外し (deemphasize)、軍事停戦の安定と「支配地域」の強化に集中すると決定したことを示唆していると解釈していた²⁵⁾。

ところが、米国の草案を渡されたチューは、臨時革命政府の拠点となるロクニンがサイゴンと併記されれば、南ヴェトナムにサイゴンとは別の「首都」があることに含意し、臨時革命政府側の「二つの政府と二つの領土」があり、「支配地域」の下で「領土」を「管理」しているとする主張に与することになるとして削除を求め²⁶⁾、「支配領土」をパリ和平協定に忠実に「支配地域」に変更することを主張した²⁷⁾。チューの懸念は、ホワイトハウス (Charles S. Whitehouse) 駐南ヴェトナム次席米大使が観察したように、臨時革命政府が勝利の望めない選挙

を遅延する間に「支配地域」を固め、「第二の南ヴェトナム」を樹立することであった²⁸。チューは、中越共同声明に謳われたように臨時革命政府が南ヴェトナムで「解放区」を「建設」し、「打ち固め」ていけば、やがて戦争中の「平定作戦」で拡大した南ヴェトナム政府の「支配地域」は浸食され、「自由かつ民主的な総選挙」が不可能となることを容認できなかった。ところが、チューの抗議にもかかわらず、連絡飛行について「サイゴンとロクニンの間」は修正されず、中央二者合同軍事委員会本部が設置される場所についても、「支配領土」は「支配地域」に書き換えられたものの、それが隣接するところに設置するとする一文は修正されることはなかった。

いうまでもなく、南ヴェトナムで臨時革命政府の「支配地域」が拡大したのは、軍事停戦違反による北ヴェトナム軍からの浸透が規制されていなかった上、カンボジアとラオスを通じる「ホーチミン・ルート」が依然として温存されていたためであった。再びホワイトハウス次席米大使の観察によれば、サイゴンで南ヴェトナム政府が米国の草案を繰り返し批判したのは、それがパリ和平協定以降、北ヴェトナムが南ヴェトナムに浸透させた軍隊と装備に規制が加えられていないためであった。それは北ヴェトナムの軍事停戦違反を既成事実化し、北ヴェトナムのさらなる浸透を誘発すると考えられていた。キッシンジャーはレ・ドク・トとの協議の成果として北ヴェトナムから「不法侵入を抑制するため、協定で定められた軍備代替品の移動を規制する明確な措置」をとることに加え、「非武装地帯の尊重」にも北ヴェトナムから合意を得たことを指摘したが²⁹、そうであったとしても、それはすでに南ヴェトナムに浸透した北ヴェトナム軍を撤退に導く措置にはならなかった。

パリ和平協定第二〇条についても、レ・ドク・トがカンボジアとラオスからの北ヴェトナム軍撤退を求めるキッシンジャーの主張を受け入れることはなかった。レ・ドク・トがパリ和平協定第二〇条について「カンボジア問題が解決した後に全ての外国軍が撤退する」と規定されていると曲解する発言を行ったのに対してキッシンジャー

は、第二〇条にはカンボジアからの外国軍撤退が「政治的解決の後とは書かれていない」と反駁し、カンボジアからの北ヴェトナム軍撤退は無条件であることを繰り返し強調しなければならなかった²⁵⁰。また、キッシンジャーは、カンボジアからの北ヴェトナム軍の撤退を合同経済委員会の再開との条件関係での議論を試み、「インドシナ全体の平和に大きな進展がない限り」、その再開について米議会の承認を得ることはないとして、カンボジアからの北ヴェトナム軍の撤退が合同経済委員会の再開の条件であると主張した。しかし、レ・ドク・トは「戦争の傷を癒しヴェトナムを再建すること」は米国の義務として個別に扱うことを主張した²⁵¹。キッシンジャーはまた、「カンボジアで政治的な進化」が遂げられれば、米国は「空爆を止めることができ、インドシナでの米国の軍事活動は全て終了する」と述べたが、北ヴェトナムがパリ和平協定とパリ国際会議で、カンボジアとラオスの和平をヴェトナムと分離して扱ったように、レ・ドク・トは、パリ和平協定第二〇条をヴェトナム和平とは切り離して扱う姿勢を崩すことはなかった。しかも、米議会は「バード修正案」で承認なく北ヴェトナムに経済支援を行うことを禁じていた。キッシンジャーがカンボジアについて米国には「切り札 (chips) がない」として、「いかなる文書も南ヴェトナム政府には提供しない」と通告しなければならなかったのは²⁵²、カンボジアからの北ヴェトナム軍撤退について合意が生まれることを期待した南ヴェトナム政府に対し、そのような合意が成立することはないと考えたからに他ならなかった。キッシンジャーはこのときすでに、カンボジアに北ヴェトナム軍が駐留したまま、南ヴェトナムに四者共同声明に合意を迫らなければならないことを予見していたのである。

ラオスについても、キッシンジャーは当初、レ・ドク・トから「北ヴェトナム軍」撤退の確約を得ることを「目的」としていたが、レ・ドク・トがキッシンジャーに手交した「私的理解 (private understanding)」の文面は、七月一日までにラオスで「新政府」が樹立された後六〇日以内に「全ての外国軍」を撤退するとされながら、「北

ヴェトナム軍」と特定した上で撤退すること明記させることにはならなかった²⁵³。にもかかわらず、ニクソンはチューに対して、北ヴェトナム軍が七月一日から六〇日以内にラオスから撤退することを「自信を持つて」伝え、四者共同声明への署名を迫った²⁵⁴。パリ和平協定第二〇条だけではなく、二者合同軍事委員会の運営方針について抗議し、署名拒否を続ける南ヴェトナム政府に対してキッシンジャーは、ホワイトハウス次席大使を通じて南ヴェトナムが共同声明に署名しないことは「破局 (catastrophe)」を意味するが、それについて米国は「何ら責任は負わない」として、それをチャン・ヴァン・ラムに伝えるよう指示し²⁵⁵、ニクソンも南ヴェトナム政府と「これ以上実りのない議論を行う時間は明らかに過ぎている」とし、南ヴェトナム政府が署名拒否を続ければ、「悲惨な結果 (disastrous consequences)」を招くと通告した²⁵⁶。その「悲惨な結果」は米国の南ヴェトナムへの支援に関わっていた。ニクソンは、南ヴェトナムが四者共同声明への署名を拒否し続ければ、「絶え間ない支援を行ってきた私の政策全体を否定することになる」とした上で、「サンクレメンテで議論した軍事および経済プログラムに關与した全ての困難な決定と事業を正当に見送ることができる」²⁵⁷として共同声明案への署名を迫った。四者共同声明への南ヴェトナム政府の署名は、パリ和平協定と同様、ニクソン政権のチュウ政権に対する恫喝によっていた。グエン・フー・ドクが四者共同声明について、南ヴェトナム政府が提起した取引はキッシンジャーによって放棄させられたと批判せざるをえなかった²⁵⁸。

(三) 四者共同声明と北朝鮮——「完全な解放」支持

かくして一九七三年六月一三日、パリで四者共同声明が署名されたが、パリ和平協定がキッシンジャーとレ・ドク・トが仮署名をした後に、ロジャーズとチャン・ヴァン・ラム、グエン・ズイ・チンとグエン・チ・ビンが別途署名するという複雑な手続をとったのに対し、四者共同声明は米国からキッシンジャー、南ヴェトナムから

はグエン・ルー・ビエン政府代表、北ヴェトナムからはレ・ドク・ト、それに臨時革命政府からグエン・ヴァン・ヒュー国務大臣の四者が連名で署名した後、その三時間後にキッシンジャーが南ヴェトナム政府、レ・ドク・トが臨時革命政府の「同意を得て」それを承認する別途の共同声明が発表された²⁶⁹。これはパリ和平協定と同様、南ヴェトナム政府が臨時革命政府を承認しない立場からの措置であるが、これ以降もパリ和平協定の履行は四者のなかでも米国と北ヴェトナムが基軸となることを示していた。南ヴェトナム政府も四者共同声明に署名している以上、拘束を受けざるをえないが、その多くは——南ヴェトナム政府の抵抗にもかかわらず——キッシンジャーとレ・ドク・トの協議内容を南ヴェトナムが追認を強いられて纏められたことが改めて明らかとなった。

四者共同声明はまず、北ヴェトナムの軍事停戦遵守の「誓約」に対して、米国が北ヴェトナム上空の空中偵察を即時停止、北ヴェトナム海域、港湾、水路の機雷除去作業を期限付で再開すること（第一条）に加えて、中断されていた米国と北ヴェトナムの合同経済委員会については、この共同声明署名から四日後に再開することに合意していた（第一四条）²⁷⁰。キッシンジャーはニクソンに協議中から繰り返して、これらの措置はすでにパリ和平協定で米国に課せられていた措置であり、実質的に北ヴェトナムに譲るところはないと報告していたが²⁷¹、これらの措置が北ヴェトナムのさらなる軍事攻勢を抑制するためにとられた措置であつたとしても、それによつて南ヴェトナム領内の北ヴェトナム軍の撤退が約束されたわけではなかつた。

さらに、四者共同声明は二者合同軍事委員会について、「（パリ和平協定の）発効時において占領していた場所への両軍隊の復帰を達成するために必要な移動について直ちに討議するものとする」（括弧内は引用者）としたが、「パリ和平協定発効時において占領していた場所への両軍隊の復帰」は、南ヴェトナム領内から北ヴェトナム軍が撤退することにはならなかつた。四者共同声明では「南ヴェトナムの両当事者は、部隊、軍事顧問、および技

術軍事要員の南ヴェトナムへの導入を受け入れないものとする」(第七条・a)と記されていたが、これはパリ和平協定の「自由かつ民主的な総選挙の実施」を通じた政府構成に至るまで、「二つの南ヴェトナムの当事者は、部隊、軍事顧問、技術軍事要員を含む軍事要員、装備、弾薬および軍事物資の南ヴェトナムへの導入を受け入れない」(第七条)を追認したに過ぎなかった。臨時革命政府が共同声明の内容は臨時革命政府が提起した問題に「満足すべき回答を与えて」いたと判断し、四月二五日の「六項目提案」に「従ったもの」と評価したのも当然であった²⁹²。なお、四者共同声明には、南ヴェトナム政府が「予備合意案」として提案した南ヴェトナム領内の北ヴェトナム軍の帰還と南ヴェトナム軍の動員解除との取引も反映されることはなかった。

パリ和平協定第二〇条についても、四者共同声明は「厳密に実施されるものとする」(第一三条)と言及されただけで過ぎず²⁹³、米国はカンボジアとラオスから北ヴェトナム軍の撤退を強要することはできなかった。この共同声明発表を受け北ヴェトナム外交部が発表した声明は、パリ和平協定第二〇条がカンボジアとラオスから「全面的に撤退し、再び両国に軍隊、軍事顧問および軍事要員、武器、弾薬ならびに軍事資材を導入することを差し控える」とし、パリ国際会議議定書第八条が両国の「独立、主権、統一、領土保全と中立を厳格に尊重しなければならない」としていたにもかかわらず、そこから「中立」を削除して「独立、主権、統一、領土保全を原則に尊重しなければならない」との立場を「再確認」していた²⁹⁴。北ヴェトナム外交部はここで、カンボジアとラオスの内政は「外部の干渉なし」に決定されなければならないとしながらも、両国から北ヴェトナム軍が撤退することとはなかった。

四者共同声明の後に、キッシンジャーとレ・ドク・トによって米国と北ヴェトナムの間で共同声明が発表されたとき、北ヴェトナム外交部は、「米国の南ヴェトナムへの軍事介入と干渉を厳格に終わらせ、南ヴェトナムに

二つの政権、二つの軍隊、二つの支配地域、三つの政治勢力が存在するという認識」が謳われ、レ・ドク・トもこの文書が南ヴェトナムに「二つの政権、二つ軍隊、二つの地域があるという現実から出発」していることを指摘し、²⁰⁵ 四者共同声明が臨時革命政府の「支配地域」を既成事実化した意義を強調していた。これに対して南ヴェトナム政府はその五日後、四者共同声明の発効以降も、北ヴェトナムによる軍事停戦違反が二八九件に及び、南ヴェトナム政府側に六〇名の死者、二二八名の負傷者、六〇名の行方不明者が生じたことを指摘し、四者共同声明の履行に懸念を表した。²⁰⁶ 南ヴェトナム政府は、四者共同声明で臨時革命政府の「支配地域」が既成事実化されたと認識した北ヴェトナムと臨時革命政府がさらに南ヴェトナムの支配地域を侵食することを懸念したのである。

他方、四者共同声明の採択に際して、『人民日報』はそれを歓迎する社説を掲げ、「ヴェトナムに二つの政権、二つの武装勢力、二つの支配地域が存在している現実に鑑みて（中略）民族和解一致全国評議会の早期成立の各措置を再度取り決めている」²⁰⁷ と述べていた。繰り返しまでもなく、四者共同声明の前日にあたる六月一二日に発表された周恩来とレ・ズアンの間の中越共同声明は、南ヴェトナムで解放民族戦線と臨時革命政府が「解放区を建設し、打ち固め、革命の成果を守る闘いのなかで、絶えず新たな勝利を収めている」としてそれを讃えている。その限りで、四者共同声明は中国にも歓迎できる内容であった。しかしすでに述べた通り、中越共同声明は六月四日の歓迎宴でのレ・ズアンの演説の多くを盛り込みながらも、その一文「さらにヴェトナムを平和的に統一するため、闘争を続けるに有利な条件を作り上げ、麗しい展望を切り開いた」にはあえて言及しなかった。中国は北ヴェトナムが長期的政治闘争を念頭に置いた「解放区」の建設なら歓迎できるものの、軍事攻勢を強めパリ和平協定を揺るがすような民族解放闘争に発展することには慎重であった。しかも、キッシンジャー、ブルースに「中立」化されたカンボジアでの連合政府の構成——「カンボジア化」——を望む発言を繰り返し行つた周

恩来は、四者共同声明がパリ和平協定第二〇条についてその原則を確認するにとどまったことを憂慮したに違いない。

これに対して北朝鮮は、パリ国際会議の閉会後の軍事攻勢以来、北ヴェトナムを支持する姿勢は一貫していた。北朝鮮がパリ和平協定の履行を主張しながらも、北朝鮮が南ヴェトナム領内からの北ヴェトナム軍撤退を主張したことはなかった。パリ国際会議の後、北ヴェトナムが軍事停戦に違反して兵員を南下させたことに對して米國がパリ和平協定に違反してハイフオン湾での機雷除去を中断したときも、『労働新聞』は米國の軍事停戦違反を批判する北ヴェトナム外交部声明の内容をそのまま訳載していた²⁰⁸。北朝鮮はまた、キッシンジャーとレ・ドク・トの協議で、北ヴェトナムが南ヴェトナム領内での軍事的プレゼンスを維持したまま、米國が機雷除去を再開しパリ和平協定に回帰することを望んでいた。この姿勢は同時期に行われていた南ヴェトナム政府と臨時革命政府の間の協議についても同様であつた。『労働新聞』はキッシンジャーとレ・ドク・トとの協議が進行していた一九七三年六月六日、臨時革命政府樹立四周年を記念する論評を掲げたが、そこで北朝鮮は「ヴェトナム人民の正義の偉業が完全勝利を得るときまで積極的に支持声援するであろう」（傍点は引用者）とし、「米帝國主義者は南ヴェトナム人民の勝利的前進を阻むことはできない」（傍点は引用者）と述べた。さらにこの論評は、「國の完全な解放と祖國統一のためのヴェトナム人民の正義の偉業は必ず勝利するであろう」（傍点は引用者）²⁰⁹と述べていた。したがって、「ヴェトナム人民」の「完全勝利」が指していたのは、南ヴェトナム政府との協議が妥結することではなく、妥結したとしてもそれはさらなる「前進」に向かわなければならないかつた。その「前進」が行き着くのはヴェトナムの「完全な解放」であり、南ヴェトナム政府の打倒に他ならなかつた。北朝鮮はパリ和平協定の遵守を主張しながらも、臨時革命政府がパリ和平協定違反を繰り返し、やがて南ヴェトナム政府打倒に

至ることを望んでいた。

他方、カンボジアについても、金日成が一九七三年四月、平壤でシアヌークとの「厚い戦闘的友誼」を謳い上げ、「プノンペンとカンボジア全土を完全に解放する」ことに支持を表明していたことを考えると、金日成がカンボジアで周恩来が構想したようなロン・ノル政権との連合政府樹立を望んでいたとは考えにくい。ヴェトナム、ラオスとは異なり和平協定を欠くカンボジアでは、シアヌークとクメール・ルージュが共闘の上、ロン・ノル政権と徹底抗戦し、米国の関与を終焉に導くことこそ、朝鮮半島でも朴正熙政権を支える米国の関与を遮断し、在韓米軍を撤退に導く上で寄与すると考えられた。六月五日、平壤市でシアヌークらを支持する平壤市群衆集会がもたれたとき、北朝鮮が「英雄的カンボジア人民の聖なる反米救国闘争で最終勝利を得られるときまで、積極的に支持声援する」と支持したのに対し、そこに招かれた駐北朝鮮カンボジア臨時代理大使が北朝鮮の「祖国の自主的統一偉業を引き寄せるために果たしている成果を自分の成果のように嬉しく思っている」(傍点は引用者)^{②9}と述べると、北朝鮮は王国連合政府樹立三周年に際して、「カンボジアの兄弟的カンボジア人民が共同の宿敵である米帝侵略者どもとその手先らへの闘争で得られた全ての勝利と成果を自分の勝利のように真に嬉しく思う」(傍点は引用者)^{③0}とする祝賀文を送っていた。

ラオスについては、北ヴェトナム軍の支援を受けたパテト・ラオ軍がジャール平原南部を占領したことに對して米国が空爆を行ったとき、パテト・ラオがラオス平和協定を求める声明を発表したが、中立派同盟勢力がその声明に支持を表明すると、北朝鮮はこれを報じた上^{③1}、パテト・ラオ常任委員会委員長ブンサヴァンを平壤に招請した。金一らとの会談の後に発表された共同声明では、朝鮮労働党とパテト・ラオの「戦闘的親善団結」が謳われた上で、パテト・ラオが「ラオス全領土の四分の三と人口の半分以上を解放している」とし、それが「ラオ

ス革命の全、国、的、勝、利のための信頼できる堡壘に転換させようとすることについて（北朝鮮は）熱烈に支持する」（傍点、括弧内は引用者）とされた。ラオス平和協定では、王国政府とパテト・ラオが「平和と独立・中立・民主主義を認める」代表で政治諮問評議会を設置するとしていたが、この共同声明は北朝鮮が「反米救国闘争の勝利を堅固とし、ラオス革命を完、全、勝、利への導くための兄弟的ラオス人民の闘争で新しい成果があることを祈念する」（傍点は引用者）²³と記された。ラオス平和協定が交わされたとき、『労働新聞』は社説を掲げ、「平和的で中立的」なラオスを望んでいるとしながらも、ラオス平和協定が一九六二年のジュネーヴ協定に言及したとき、そこに謳われた「主権・独立・中立・統一・領土保全」の原則を「独立・自主権・統一・領土保全」として、「独立」を「自主権」に書き換えた上で、「中立」を削除して報じていた。北朝鮮がラオス平和協定を支持しながら、パテト・ラオがバッタナ王国政府とプーマ政権に徹底抗戦を挑むことを望んでいたことは明らかであった。

四者共同声明についても、その発表に際して『労働新聞』は「いま一つの重要な勝利」とする論評を発表していた。確かにこの論評は、これまでのバリ和平協定第二〇条についての論評とは異なり、「独立、自主権、統一、領土保全」に加えて「中立」を加えていたが、そこでは両国に「米帝が干渉と侵略の魔手を伸ばさない」ことを求めながらも、北ヴェトナム外交部が発表した声明と同様、北ヴェトナム軍の駐留については不問に付していた²⁴。一九七三年六月のレ・ズアンらの訪中の際、周恩来は北ヴェトナムとの「戦闘的団結」を謳い、解放民族戦線と臨時革命政府による「解放区」建設を高く評価しながらも、その時点で民族解放闘争が軍事攻勢を中心に展開することを望んでいたわけではなかった。これに対して北朝鮮は、カンボジアで金日成がいう「ブノンペンとカンボジア全土を完全に解放」し、ラオスでもラオス革命が「全国的勝利」を収めるには、両国に駐留する北ヴェトナム軍はインドシナでの民族解放闘争にはむしろ必要と考えていた。その限りで北朝鮮は中国よりも、南ヴェト

ナムのみならず、カンボジア、ラオスを含むインドシナ半島での民族解放闘争に忠実であつたといわなければならない。

(四) 南北調節委員会の隘路——二つの相対化

ヴェトナム和平について四者共同声明が発表されようとしたとき、朝鮮半島ではソウルで第三回南北調節委員会を迎えようとしていた。一九七三年三月の平壤での第二回南北調節委員会が合意文書なく終わった後、北朝鮮は最高人民会議第五期第二次会議で「各国国会と政府に送る書簡」とともに、「米国議会に送る書簡」を採択し、在韓米軍撤退を対米関係に位置づけようとし、「ルーマニア・チャネル」の稼働を試みていた。パリ和平協定後の協議がパリ国際会議の再招集ではなく、再びキッシンジャーとレ・ドク・トによる米国と北ヴェトナムの二国間協議の形態をとつたことは、「米国議会に送る書簡」を送つた北朝鮮をさらに鼓舞していたに違いない。

しかし他方、ニクソン政権はNSDM・48に示された通り、第二步兵師団の追加削減には慎重な姿勢を保ち、米議会も——南ヴェトナムとは対照的に——在韓米軍の水準維持のための財政的支援については否定的ではなく、韓国軍現代化計画についてもその必要性自体は認識していた。この時点で、米国が在韓米軍の兵力水準を維持する方針について、その時期の北朝鮮が知ることができた文書の一つは上述のニクソンの外交教書であるが、これについて『労働新聞』は「米帝国主義者が朝鮮に対する侵略野望を捨てていないばかりか、朝鮮での新たな進展に関して朝鮮に対する彼らの侵略野望をさらに狡猾かつ悪辣に追求していることを示している」²⁶と批判していた。振り返ってみれば、第二回南北調節委員会で提示された「朴成哲五項目軍事提案」で、南北平和協定はもはや南北間軍縮などの不可侵領域に属する措置の前提条件もなっており、韓国に在韓米軍を撤退させる契機にもなっていなかった。確かに、四月の最高人民会議第五期第二次会議で定式化された「金一五項目軍事提案」は、

第一項目として「武力増強と軍備競争を打ち切る」ことを筆頭に挙げたあと、「朴成哲五項目軍事提案」が第四項目として挙げた「わが国から米軍を含む一切の外国軍隊を撤退させること」を第二項目に上げていた。しかし、南北平和協定がもはや在韓米軍撤退の契機になっていない以上、北朝鮮が韓国に対して在韓米軍撤退を求める効用は限定的と考えられていたに違いない。

ここで指摘すべきは、最高人民会議第五期第二次会議で設けられた「ルーマニア・チャネル」が稼働し始めていたことである。一九七三年五月初頭、ゲネア (Nicolae Ceaușescu) ルーマニア外務次官が駐米ルーマニア大使のボグダン (Corneliu Bogdan) に宛てた電報によれば、北朝鮮はルーマニアに「米国議会に送る書簡」を改めて米上下院議長に個別に伝達することを要請していたという。ゲネアはその要請に従い、ボグダンに米上下院議長の反応を知らせるよう依頼していた⁽²⁷⁵⁾。さらに同月末、ルーマニア大民族会議代表団が訪朝したとき、平壤市群衆会が催された他⁽²⁷⁷⁾、駐北朝鮮ルーマニア大使主催の宴会が催され、そこに許録も参加しただけではなく、金日成とも面会していた⁽²⁷⁸⁾。ルーマニア大民族会議の平壤滞在期間中、この代表団の団長が、過去国連総会議長を務め、外相の地位を離れたばかりのマネスク (Corneliu Mănescu) であったこと、最高人民会議第五期第二次会議で「各国国会と政府に送る書簡」ともに「米国議会に送る書簡」が採択されたとき、『労働新聞』がそれを歓迎するルーマニア大民族会議対外委員会の声明を掲載していたことを考えると、その代表団の平壤滞在中に、「ルーマニア・チャネル」について全く議論がなかったとは考えにくい。

ゲネアの電報に対するボグダンの返信は、ルーマニア大民族会議代表団が離朝した後の六月七日であったが、そこでは「米国議会に送る書簡」は米上下院議長には直接伝えられなかったものの、接触をもったアーミテージ (John A. Armitage) 欧州担当国務次官補代理が「米国議会に送る書簡」は自動的に米上下院議長に伝えられる

とし、NSCのハイランド (William G. Hyland) も国務省から北朝鮮に返信が送られるであろうと答えたことを記し、ボクダンによれば米国の反応はこの書簡が公表された当初よりは大きく進展していたという²⁷⁾。ボグダンによる書簡がブカレストを經由して平壤にも伝えられたとすれば、第三回南北調整委員会に臨む朴成哲も事前に承知していたと考えてよい。振り返ってみれば、一九七三年二月、北京でキッシンジャーと周恩来は、在韓米軍が駐留することを前提として南北双方に対話を慫慂する朝鮮問題の米中「共同管理」の方針を確認していた。最高人民会議第五期第二次会議が「米国議会に送る書簡」を採択し、在韓米軍撤退を対米関係に求めたこと自体、米中「共同管理」への抵抗を示していたが、「ルーマニア・チャネル」が稼働し、北朝鮮が南北対話より在韓米軍撤退を求めていけば、北朝鮮の抵抗は昂じることになる。

これに対して韓国は、ニクソン政権の在韓米軍の兵力水準維持の方針を受け、むしろキッシンジャーと周恩来が確認した米中「共同管理」に順応しつつあった。上述の通り、米中「共同管理」には、米国がUNCURK解体に応じ、中国が国連軍司令部の存続を容認する前提で、一九七三年秋に予定されていた第二八回国連総会では朝鮮問題を上程しないとする了解も含まれていた。キッシンジャーと周恩来の会談の翌月には、ホルドリッジがUNCURK解体について韓国側の最終的同意を得るべくハビブに打電していた²⁸⁾。キッシンジャーに送られた報告でも、南北対話が進行しているなかでUNCURKは「韓国統一」にはもはや不必要として「無期限に休止する (adjourn sine die)」ことについてUNCURK構成国間で非公式の了解を得られれば、中国が国連総会での朝鮮問題の討議を延期することについて北朝鮮の同意を得る上でも有用であると建議していた²⁹⁾。この時期、省庁間グループでもUNCURKを「無用の資産 (wasting asset)」とする一方、国連軍司令部については「漸進的修正 (piecemeal changes)」が建議されながらもそれを解体する選択肢は提示されなかった。第二八回国

連総会で朝鮮問題を上程しないことで、国連総会での朝鮮問題についての対立は回避され、それは南北対話を加速させる上でも有用と判断されていた²⁸²。

このように、第三回南北調節委員会を前に、韓国はUNCURK解体により統一問題での国連の権能を奪われることになったが、統一の実質的問題についても韓国内部から挑戦を受けていたことを指摘しなければならない。野党新民党は「統一政策」で、「統一に備えて政治、経済、社会、文化などの諸分野の段階的長期計画を樹立するための超党的国家統一協議体を民間機構として設立」²⁸³ことを提唱していたが、一九七三年四月一〇日、柳珍山党首は全党大会で「南北の対話は国民を観覧席に座らせておいたまま、行政要式のような枠内でのみ推進されるのではなく、血脈から滲み出る全国民の願望を合理的に反映調整しなければならない」と述べた上で、北朝鮮の「平和宣伝」と「統一問題の政治的使用を止揚」するとの条件を加えていたものの²⁸⁴、南北調節委員会の構成については各界各層を網羅する汎国民的次元で再びつくられなければならない」と述べていた。さらに五月七日、全党大会で採択された「当面政策」は、「国の統一問題解決」のために南北調節委員会を「各界各層を網羅した汎国民的な協議機構」に転換すること掲げたのである²⁸⁵。

すでに述べた通り、金日成は一九七三年四月のシアヌーク歓迎宴での演説で、「現在の南北調節委員会の事業に北と南の各政党、大衆団体の代表と各界各層人士を参加させてその幅を広くするか、あるいは南北調節委員会の事業は調節委員会の事業なりにすすめ、北と南の各政党、大衆団体と各界各層人士が参加する政治協商会議を招集すること」を提議したが、前段の「現在の南北調節委員会の事業に北と南の各政党、大衆団体の代表と各界各層人士を参加させてその幅を広くする」とは、南北調整委員会と政治協商会議を統合することを指していた。新民党が「当面政策」で掲げた「南北調節委員会を各界各層を網羅した汎国民的な協議機構」に転換するとの主

張は、シアヌーク歓迎宴での金日成演説に共鳴したに等しかった。北朝鮮がこれを高く評価したのはいうまでもない。朴成哲は新民党の提案について「わが民族の挙族的大団結を通じて祖国の自主的平和統一を一日も早く引き寄せようとする良い意図から出発したものと考えます」とし、「わが党の提案と相通ずるところも少なくない」と評し、それが金日成の「北と南の間の対話と協商の幅広くすることについての方案と顕著な類似性をもっていることは誰にも明白」として、新民党との「双務的会談」をもつ用意があるとまで述べていた²⁸⁶。

かくして、ソウルで第三回南北調節委員会（一九七三年六月一二～一三日）が開かれることになったが、まず指摘すべきは、朴成哲は会議に臨む以前の宴会で「南北対話の進展を各方面で妨害」し、『二つの朝鮮』をつくろうと試みる「外来侵略勢力」を批判しながら、韓国に在韓米軍を撤退させる発言を控え、「南北間の軍事的対峙状態を解消すること」と政治協商会談の開催を求めていることである²⁸⁷。会議終了後、平壤で開かれた記者会見によれば、朴成哲が会議で挙げたのは、第一に「北と南の間で多面的な協力と団結を通じて、国の平和的統一を促進する根本的な対策」とされ、それは第二回南北調節委員会でも提示された「南北間の緊張状態を緩和し、軍事的対峙状態を解消する」ための「五項目提案」であつたという²⁸⁸。第二回南北調節委員会で提示されたのは、「朴成哲五項目軍事提案」であるが、それは上述のとおり、その第四項目に掲げられた「わが国から米軍を含む一切の外国軍隊を撤退させること」は、最高人民会議第五期第二次会議で公認された「金一五項目軍事提案」では、それは第二項目に優先順位を上げていた。第三回南北調節委員会以前の五月末まで、『労働新聞』が軍事問題について北朝鮮の立場を正当化するときに掲げたのも「金一五項目軍事提案」であつた²⁸⁹。「朴成哲五項目軍事提案」と「金一五項目軍事提案」はともに、「武力増強と軍備競争を中止すること」を筆頭に挙げており、朴成哲が第三回南北調節委員会で南北間の軍事問題を筆頭に挙げたことは当然とはいえ、「朴成哲五項目軍事提案」

の第四項目「わが国から米軍を含む一切の外国軍隊を撤退させること」が「金一五項目軍事提案」では第二項目に優先順位を上げていたにもかかわらず、朴成哲が会議前後の二回の記者会見を通じて、それに触れなかったことは特筆してよい。朴成哲が第三回南北調節委員会以前、「ルーマニア・チャネル」が稼働しつつあったことを承知していたとすれば、これ以降、北朝鮮はもはや韓国に在韓米軍を撤退させることの限界を認識し、この議論は対米関係で議論することを考えていたことにもなる。

朴成哲が南北間の軍事問題で強調したのは、第一回南北調節委員会で採択された「南北調節委員会の構成および運営に関する合意書」通り、軍事、政治、経済、社会、文化の五つの分科委員会の全てを開設するとともに、「金一五項目軍事提案」が最も高い優先順位を与えた軍事的措置を軍事分科委員会で議論することであった。朴成哲は「政治・軍事的な開放を無視することは、事実上、双方の誤解と不信を解こうとすることではなく、統一問題を一日も早く解決しようとするものでもなく、結局は分裂を引き延ばし、二つの朝鮮で現状を維持し共存しようということである」として、当初から軍事分科委員会の開設に否定的な姿勢をとってきた韓国を批判した。

北朝鮮がここで在韓米軍撤退の議論を避け、南北間の軍事問題を優先的に議論しようとしたことは、南北平和協定にも作用していた。繰り返すまでもなく、金日成は一時期、「何よりも朝鮮停戦協定を南北間の平和協定に換えること」を提起していたが、「朴成哲五項目軍事提案」と「金一五項目軍事提案」はともに、それを五項目中の第五項目に優先優位を下げていた。北朝鮮が南北平和協定の締結を在韓米軍撤退の契機として提案していたことを考えると、朴成哲が第三回南北調節委員会で在韓米軍撤退の議論を避けたことは、在韓米軍撤退との関連で南北平和協定の効用をものではや認めなくなつたと考えてよい。朴成哲は平壤での記者会見で、「何よりも南北間に軍事的対峙状態を解消するために平和協定を締結し、軍事的開放を実行しなければならない」と主張したが、

朴成哲が開設を求めた南北軍事分科委員会で討議すべき南北間の軍事問題の解決に、南北平和協定はその前提となっていなかった。北朝鮮が在韓米軍撤退を対米関係で議論し、韓国が軍事分科委員会の開設を拒んで、南北間の軍事問題の議論を回避しようとすれば、北朝鮮にとって南北平和協定の効用はなくなるに等しかった。

実際、第三回南北調節委員会で、李厚洛は「軍縮を含む平和協定の締結を論議するのは時期尚早」⁽²⁰⁾と述べ、経済分科委員会と社会・文化分科委員会のみを開設することを主張し、経済分科委員会では「経済人交流」、「物資交流」、「科学技術交流」など「経済的に共同利益を追求する措置を実践に移」し、社会・文化分科委員会を発足させ、「学術・文化分野の交流」、「記者の交流と常駐」、「書信・電話・電報等通信の交流」を行うことを主張した⁽²¹⁾。また、軍事分科委員会が開設され、南北間の軍縮が実現したとしても、朝鮮人民軍の縮小幅が韓国軍のそれよりも大きくならない限り、朝鮮人民軍の優位が揺らぐことはないと判断された。軍事分科委員会の開設に慎重な姿勢をとった李厚洛に対して、朴成哲が口では『完全な開放』を主張しながらも、実際は経済、文化分野に制限した措置のみ提起するだけで、軍事的対峙状態を解消しようとし「たと批判したのも当然であった。

ここでいう「開放」は、統一の実質的問題にも関わっていた。朴成哲が挙げた「北と南の間で多面的な協力と団結を通じて、国の平和的統一を促進する根本的な対策」として第二に挙げたのは、「南北の対話と協商をより幅広く推進するため、現在進行している南北調節委員会の事業はそのまま引き続き推進しながら、それとは別にできるだけ早い時期に北と南の各政党、社会团体と各界人士の政治協商会議を招集し、北と南の間の多面的な人的交流を実現するための対策」であった。四月のシアヌーク訪朝の際の歓迎宴で金日成は、「現在の南北調節委員会の事業に北と南の各政党、大衆団体の代表と各界各層人士を参加させてその幅を広くするか、あるいは南北調節委員会の事業は調節委員会の事業なりにすすめ、北と南の各政党、大衆団体と各界各層人士が参加する

政治協商會議を招集すること」を提案していたが、朴成哲はその後者の形式を主張したことになる。朴成哲は「祖国を統一するのは何人かの特定の者たちの事業ではなく、各界各層のあらゆる愛国力量が皆参加しなければならない民族的事業として、南北全体人民の接触的な参加の下でのみ成功裏に実現する」として、「南朝鮮の一部政党（複数）と経済人（複数）も今日進行中の北と南の間の対話の幅を広げることがを要求している」²⁹²と指摘したが、朴成哲が「南朝鮮の一部政党」で念頭に置いていたのが、第三回南北調節委員会以前、「南北調節委員会の構成については各界各層を網羅する汎国民的次元で再びつくられなければならない」と述べ、事実上北朝鮮の政治協商會議に同調した柳珍山を党首に戴く新民党であった。柳珍山の発言は、むしろ金日成が提示した政治協商會議のうち前者に近いが、韓国政府が南北調節委員会と政治協商會議を統合することを受け入れるとは考えにくく、朴成哲は柳珍山の発言を評したように、新民党との「双務的会談」からやがて、それに同調する政治協商會議を考えたのであろう。

柳珍山の発言が北朝鮮をして政治協商會議を南北調節委員会という当局者対話で提案させた形となったが、これを李厚洛が批判したのはいうまでもなかった。李厚洛は「完全に社会を開放し、経済分科委員会と社会・文化分科委員会を構成すれば、ほぼ解決する問題であり、「将来政治分科委員会を設置すれば自動的に解決する問題」とし、政治協商會議は「一つの政治的『スローガン』であり、「大多数の人士を無責任に集め」ることは「大変危険なこと」と述べ、柳珍山にも批判を向けた。李厚洛によれば、将来もたれるとされる政治分科委員会は「三〇から五〇名」で構成されるが、その構成については「相互合意」によって決定されることになっていた²⁹³。李厚洛が構想する政治分科委員会とは、南北当局者対話の枠内でもたれるもので、その構成員に南北当局者以外が含まれるとしても、それについては当局者間の「相互合意」によって決定されるという。したがって、李厚洛がい

う「社会の全面的開放」とは社会・文化分科委員会を通じた「開放」であり、当局者対話を離れた「社会の全面的開放」は政治協商会議に道を開き、当局者対話を相対化するものと考えられた。李厚洛が危惧していたのは、政治協商会議により南北調節委員会において当局者の位相が低下することに他ならなかった。

結語——パリ和平協定の規範性と朝鮮半島

かつてキッシンジャーは著書『回復された世界平和』で、ナポレオン戦争後のウィーン体制を「一般に承認された正統性」——「実行可能な、国際的取り決めの性格、外交政策の許容される目的、方法などについて国際的な合意」がある秩序——で説明した。それはフランス革命以前の君主制による利害調整であり、それによって形成される「安定体系」（正統秩序）とは、それを抑圧的とみなす大国——フランス——による「革命体系」の挑戦を受けていた。しかし、ウィーン体制は、戦勝四大国（オーストリア・英国・プロイセン・ロシア）の「安定体系」が「革命体系」であるフランスにフランス革命以前のブルボン王朝を扶植することで「革命体系」を包摂して五大国で運営された後、フランス革命後欧州で勃興したナショナリズムを抑制する国際秩序に転化していった²⁹⁾。ウィーン体制は、フランス革命以前の「回復された」国際秩序であり、五大国が相反しかねない小国の独立問題を含め利害を調整することになった。オランダからベルギーが独立し、オスマン帝国からギリシャが独立しようとしたとき、五大国は一八三〇年のロンドン会議で、ベルギーとギリシャを中立化することで大国の介入を遮断し大国間戦争を回避した。その限りで、「大国間の協調」とは小国をめぐる「大国間の協調」であった。キッシンジャーが一九六九年一月、『フォーリン・アフェアーズ』誌でヴェトナム戦争後の秩序を展望したときその念頭にあったのは、ヴェトナム戦争をヴェトナムの戦闘当事者に「局地化」するなか、米軍が撤退する一方で、

中国とソ連も関与を低減させることであった。そこでは紛争「局地化」を脅かすインドシナでの民族解放闘争を抑制し、それを大国が保障しなければならなかった。パリ和平協定はヴェトナムでの紛争「局地化」のための取り決めであり、その後もたれたパリ国際会議は、紛争「局地化」を保証する「大国間の協調」になると考えられた。

しかし、ナポレオン戦争後のウィーン体制が小国の発言力を認めなかったのに対して、ヴェトナム戦争後のあるべき「大国間の協調」は、ヴェトナムでの戦闘当事者が大きな発言力をもち、「大国間の協調」の帰趨を決した。そこで問われるべきは、ヴェトナム後の「大国間の協調」が依拠する「公認され一般に承認された正統性」の所在であろう。パリ和平協定がその第一条で一九五四年のジュネーヴ協定に触れた上で、「ヴェトナムの独立、主権、統一、領土保全を尊重する」と謳った意義は否定されるべきではない。しかし、南ヴェトナムとともに、その最終宣言への参加を拒否した米国が介入することでジュネーヴ協定は破られ、やがてカンボジアとラオスへと戦局は拡大していった。少なくとも北ヴェトナムは、ジュネーヴ協定によって「尊重」されたヴェトナムの「独立、主権、統一、領土保全」は、米国の介入によって蹂躪されたと認識していた。パリ和平協定では一三者による国際会議を開催することへの合意が明記され、予定通りにパリ国際会議も開催されたが、そこで北ヴェトナムと臨時革命政府は「大国間の協調」によって革命路線が拘束を受けることを回避していた。ヴェトナム和平においてジュネーヴ会議を範とする国際会議が「公認され一般化された秩序」たりえたとは言い難い。

しかも、パリ和平協定はヴェトナム和平を北ヴェトナム軍が駐留していたカンボジア、ラオス和平と分離して署名された——「縮小されたインドシナ平和会議」——であっただけではなく、南ヴェトナム領内に北ヴェトナムの駐留を許したまま署名されていた。南ヴェトナム領内の北ヴェトナム軍を消耗させ撤退に導くには、カンボ

ジアとラオスでの和平により北ヴェトナム軍を撤退させる「カンボジア化」と「ラオス化」を通じて、「ホーチミン・ルート」を通じた支援を遮断しなければならなかった。ヴェトナム和平の帰趨を決したのは、ヴェトナム和平から切り離されたカンボジアとラオスでの北ヴェトナム軍でもあったといつてよい。もとより、この問題はパリ和平協定第二〇条に言及されていたが、北ヴェトナムはパリ国際会議でもカンボジアとラオスでの和平を扱うことを拒絶するとともに、そこでの軍隊駐留を既成事実化し、「ホーチミン・ルート」も途絶することはなかった。米国は北ヴェトナムにパリ和平協定の遵守とともに、南ヴェトナムからはもとより、カンボジア、ラオスからの北ヴェトナム軍撤退を求め、爆撃を加えたが、北ヴェトナムは米国にパリ和平協定の「遵守」を求め、その爆撃の停止を迫った。北ヴェトナムがいうパリ和平協定の「遵守」とは、米軍のラオス、カンボジアへの爆撃停止であり、パリ和平協定の「遵守」を主張しながらパリ和平協定後も民族解放闘争を展開することは矛盾しなかった。

ヴェトナムでジュネーヴ協定が破られることでヴェトナム戦争が始まったのに対して、朝鮮半島ではジュネーヴ会議とは、朝鮮戦争軍事停戦協定第四条第六〇項——「朝鮮問題の平和的解決を確保する」ため、軍事停戦協定に署名した軍司令部が関係国政府に対して「より一層高級な政治会議を開催してすべての外国軍隊の朝鮮からの撤退、朝鮮問題の平和的解決その他の問題を交渉による解決するよう勧告する」——によってもたれた。そこに韓国から卞榮泰外務部長官と北朝鮮から南日外相が出席したように、軍事停戦協定が平和協定に転換されるにせよ、そこでは発言力をもつのは南北朝鮮であり、まさに韓国が米軍を含む外国軍撤退を強いられることを危惧したがゆえに決裂した。しかし、米中接近後、韓国と北朝鮮が南北対話に着手し、軍事停戦協定の維持、平和協定への転換が議論されたとき、米国だけではなく、中国にもそれが南北平和協定であるべきことは自明であった。

金日成もこの時期、あるべき平和協定が南北平和協定であると明言していた。南北平和協定が締結されたなら、北朝鮮が鼓吹していた「南朝鮮革命」を抑制しつつ、それを軍事停戦協定の署名した国連軍司令官と中国人民志願軍司令の「関連国」として、米国と中国が「大国間の協調」を形成することはありえないわけではなかった。キシンジャーは「ポーロⅠ」の際、周恩来がジュネーブ会議に触れて「私の要求したことは、ただ会議を続けることでした」と述べ、「ポーロⅡ」の際も「朝鮮半島により永続的な法的地位を築くことでは中国と協力することに何の問題もありません」と述べたが、それは軍事停戦協定に代替する平和協定を意味していた。その時期、軍事停戦委員会に中国人民志願軍代表を復帰させていたことを考えるとき、それに関与することで軍事停戦協定に署名していないソ連を排除することができた。ヴェトナムとは異なり、朝鮮半島ではジュネーブ会議はあるべき「大国間の協調」が依拠する「公認され一般化された秩序」になりえないわけではなかった。

ところが、ヴェトナムと朝鮮半島において「大国間の協調」が形成される基盤を崩したのは、ともに紛争当事者であった。パリ和平協定は戦闘四当事者によつて署名されたが、それはそもそも、キシンジャーとレ・ドクトとの秘密協議を基盤としていた。北ヴェトナムは「ホーチミン・ルート」を通じて軍事停戦違反を続けるとともに、米軍を完全撤退させた上で、戦争中に米軍と南ヴェトナム軍が「平定作戦」で拡大した支配地域の挽回を試みる一方、米国との直接協議を求め、カンボジア、ラオス領内の北ヴェトナム軍の駐留と「ホーチミン・ルート」維持を既成事実化しようとした。パリ国際会議でも北ヴェトナムは、自らの軍事攻勢が「大国間の協調」によつて制御されることを回避し、再招集されてもあえて議決が困難な状況をつくりだし、戦後復興支援までも米国に求めた。北ヴェトナムの軍事停戦違反によりICCSは機能不全に陥り、後にパリ国際会議でもICCSと国際会議が有機的な関連をもつべきことを強く主張したカナダは一九七三年五月末にICCSから脱退し、イラ

ンに交替することになる²⁹⁵。米国と南ヴェトナムが北ヴェトナムの軍事停戦違反をパリ国際会議参加者に軍事停戦違反を訴えたにもかかわらず、これに北ヴェトナムは応じることはなく、パリ国際会議が再招集されることもなかった。

朝鮮半島でも、一九七三年二月にキッシンジャーと周恩来は、在韓米軍が当面駐留することを前提に南北双方に南北対話を懲慫すること、ならびに、韓国における国連の権能については、第二八回国連総会でUNCURKを解体させる一方、国連軍司令部は解体しないことにも合意をみていた。これはキッシンジャーが軍事停戦協定とそれに代替する平和協定に関して中国も協力しようとした「朝鮮半島における永続的な法的地位」を指すものではないが、朝鮮問題を米中両国が「共同管理」することに等しかった。「韓国統一」にあたつて国連を代表し、朝鮮戦争後の戦後復興の責任を負っていたUNCURKが解体することで、統一問題の実質については南北対話に比重が移つたにせよ、在韓米軍が当面撤退を免れた上、国連軍司令部も解体されないことを外国軍の撤退を平和統一の前提を掲げていた北朝鮮は既成事実化することはできなかった。

そこで北朝鮮は、パリ和平協定後も北ヴェトナムが対米協議を経て米軍を撤退させ、チュウ政権が米国の支持を失つていったことをみて、在韓米軍の撤退を米国に直接求めることになる。キッシンジャーと周恩来の会談の間隙を縫う形で訪中した許錫が周恩来に仲介を依頼した米朝直接接触は、在韓米軍が当面駐留し、国連軍司令部を存続させることを前提に南北対話を懲慫する米中「共同管理」に対する抵抗でもあった。北朝鮮はその後、中国が米朝直接接触の仲介をとらなかつたことで、公然と対米接触を試みることになる。最高人民会議第五期第二次会議で採択された「米国議会に送る書簡」はその端的な一例であり、それは「ルーマニア・チャネル」を通じて直接、米議会だけではなく米國務省にも伝達された。

振り返ってみて、一九七一年七月一日の「ニクソン訪中公告」の直前、周恩来は平壤を訪問し、ニクソン訪中を受け入れることを通告したとき、金日成は三週間の沈黙の後、八月六日のシアヌーク歓迎の演説で、「ニクソンは（中略）白旗を掲げて北京にやってくるようになった」とする言辞を用いて米中接近を受け入れるとともに、「南朝鮮の民主共和党を含む全ての政党、大衆団体、個人的人士といつでも接触する用意」を示した²⁰⁶。さらに北朝鮮は、韓国が提起した南北赤十字会谈予備会谈に応じ、やがて南北間の秘密接触を経て、「七・四南北共同声明」を発表した。キッシンジャーと周恩来は、北朝鮮を南北対話に導いた米中「共同の影響力」を行使することが、北朝鮮を在韓米軍の当面の駐留を前提として南北対話に従事させる上でも有効と考えていたが、北朝鮮はそれを受け入れるのではなく、むしろ抵抗を示した。キッシンジャーと周恩来は、北朝鮮に在韓米軍の当面の駐留を前提として南北対話を継続させる米中「共同の影響力」を過大に評価したといわなければならない。

かくして、ヴェトナムと朝鮮半島の双方で当初の紛争「局地化」とそれを保障する「大国間の協調」が崩れつつあった。もとより、キッシンジャーが「ヴェトナム化」に楽観的であったことはない。よく指摘されるように、そもそもキッシンジャーは和平交渉の段階で、ドブルイニン（Anatoly F. Dobrynin）駐米ソ連大使に対して、米軍撤退後に南ヴェトナムが直ちに崩壊することがないのなら、米軍は南ヴェトナムに再介入することはないとして、ソ連に北ヴェトナムへの支援を控えるように提議していた。それは「適切な猶予期間による解決（decent interval solution）」と呼ばれた²⁰⁷。パリ和平協定後、カンボジア、ラオスでの北ヴェトナム軍の駐留が既成事実化され「ホーチミン・ルート」も維持されるなか、パリ国際会議はICCSとの有機的な関係を設けられないまま閉幕し、キッシンジャーはヴェトナムと南ヴェトナム政府の存続に悲観的になったに違いない。

ところが、ヴェトナムでの「適切な猶予期間による解決」はキッシンジャーだけの構想ではなく、周恩来も別

の「適切な猶予期間による解決」を試みていたことは指摘しておかなければならない。一九七三年二月のキッシンジャーとの会談にみられるように、周恩来はインドシナ半島で北ヴェトナムが覇権を唱えることを危惧し、パリ和平協定が成立したヴェトナムに加え、ラオス、カンボジアでも連合政府の構成を望み、キッシンジャーが求める「カンボジア化」に同調していた。北ヴェトナムもまた、パリ和平協定以前、南ヴェトナム政府打倒を一時的にせよ取り下げる決定をしており、七三年上半期の時点でその決定が覆されたとは考えにくい。同年六月初頭、訪中したレ・ズアンは、「南ヴェトナムでの政府は民主的で民族的でなければならない」とする一方で、「その政府は一〇年から一五年存続しうる」との見解を示した上で、「南ヴェトナムを社会主義的実体 (socialist entity) に転換することを急いではない」とし、ファム・ヴァン・ドンも「祖国統一の目標を急いではない」²⁸と述べていた。これに対して周恩来は「今後五年から一〇年間、南ヴェトナム、ラオス、カンボジアは平和、独立、中立を達成すべき」とし、「われわれは時間稼ぎをして長期化した闘争に備えなければならない」と述べていたが、「長期化した闘争」が政治闘争を指していたとすれば、周恩来はここで「今後五年から一〇年間」は北ヴェトナムに軍事攻勢の自制を促していたことになる。キッシンジャーが和平協議の過程でドブルーニンに「適切な猶予期間」を求めていたように、周恩来はパリ和平協定後、レ・ズアンらに「今後五年から一〇年間」の「適切な猶予期間」を促していたのである。キッシンジャーと周恩来が「ヴェトナム化」、「カンボジア化」、「ラオス化」で共鳴し合ったのは、北ヴェトナムによる民族解放闘争が高潮することへの警戒が共有されていたからでもあった。

ただし、「適切な猶予期間」を設定するにせよ、その時期を決定したのは北ヴェトナムがパリ和平協定の国際保障を形骸化し、民族解放闘争を高潮させたことだけではなかった。キッシンジャーは後に、「適切な猶予期間」でいう「適切な」とは、朝鮮戦争後の韓国のように米国が南ヴェトナムの軍事力を支え、経済的に支援すること

で、南ヴェトナム政府に機会を与えることを意味していたと回顧しているが³⁰⁾、韓国は朝鮮戦争後も在韓米軍が駐留していたのに対し、南ヴェトナムは米軍の駐留なく軍事力を増強しなくてはならなかった。南ヴェトナムは——韓国とは異なり——その軍事力の増強を米国からの支援に依存しなければならなかった。キッシンジャーが南ヴェトナムは「幸運ならば一年半耐えられる (can hold out)」³⁰⁾と述べたのは、パリ和平協定後の南ヴェトナム支援に対する米議会の消極性を予期していたからでもある。南ヴェトナム軍事援助司令部が解体された後、米軍が撤退した後の南ヴェトナム政府を米議会が軍事的、経済的に支援するか否かが「適切な猶予期間」を可能限り長く設定する上で前提となっていた。ニクソン政権にとってパリ和平協定後、米議会で成立した法案はその前提を崩していった。キッシンジャーがレ・ドク・トと協議中、北ヴェトナムに経済的な支援を禁じた「バード修正案」が成立したのをはじめ、パリでの四者共同声明後には、空中での偵察活動を含む「カンボジア、ラオス、北ヴェトナム、南ヴェトナムにおける直接または間接的な戦闘を米国が支援する」ための追加資金を一九七三年八月一五日以降停止すること盛り込んだ「ケース・チャーチ修正案 (Case-Church Amendment)」が成立した。振り返ってみれば、パリ和平協定成立の直前、ニクソンはチューに和平協定案への合意を促すとき、合意しなければ経済・軍事支援を取り消す用意を示しただけではなく、後日チューが和平協定に同意しても、米議会の支援が継続する可能性は著しく低下すると威迫していた。南ヴェトナム政府の存続は「ヴェトナム化」の要件であり、それには米議会の支援が不可欠の前提となっていたが、その前提は七三年上半期には崩れつつあった。

その一方で北ヴェトナムの軍事停戦違反が繰り返され、戦争中に米軍と南ヴェトナム軍が「平定作戦」で拡大した支配地域が切り崩されていけば、パリ和平協定に明記された「民主的な総選挙」を通じて南ヴェトナム政府

が考えるヴェトナムの「完全支配」はもとより、南ヴェトナム政府その存続自体が危ぶまれることになる。ニクソンは一九七三年六月、キッシンジャーとレ・ドク・トと協議の最終段階で、北ヴェトナムの軍事停戦違反を既成事実化する懸念から四者共同声明への署名に抵抗したチューに対して、首脳会談で約束された経済支援を中止するとの恫喝に近い圧力で署名を迫った。しかし、四者共同声明はチューが懸念した多くの項目は修正されなかった上、米議会は上述の法案を成立させ、南ヴェトナム政府への軍事支援と経済支援を大幅に減らしていった。後にニクソンは、パリ和平協定という「二〇年にわたる戦闘でわれわれが成し遂げたもの」は、米議会の「発作的な無責任さのもとで無に帰してしまった」^⑩として、米議会の責任を指摘したのはこれを指す。

これに対してニクソン政権は在韓米軍の追加削減についてNSDM・48に慎重な姿勢を貫いていた。ニクソン政権はNSDM・48に従い第七歩兵師団の撤退を強行したが、その後五年間に及ぶ「韓国軍の兵力構成に関する財源確保」を準備するとともに、残存する第二歩兵師団の追加削減については「ヴェトナムからの韓国軍の実質的撤退、あるいは韓国軍の改善と相殺できるときに考慮できるかもしれない」としていた。したがって、NSDM・48は在韓米軍の追加削減を決定したわけではなく、それは韓国軍現代化計画の進捗と合せて考慮する可能性を指摘していたに過ぎなかった。パリ和平協定とともに駐越韓国軍が撤退して以来、NSDM・48に署名したキッシンジャーをはじめ、ニクソン政権は第二歩兵師団の追加削減を当面凍結し、米議会もそれに反対せず、韓国軍現代化計画にも減額はあつたとしても、その計画そのものは頓挫させなかった。

ところが、北朝鮮がインドシナ半島の民族解放闘争をみて、かつて北ヴェトナム、解放民族戦線、臨時革命政府と共有した「革命論」に喚起されていた。北朝鮮はヴェトナムだけではなく、カンボジア、ラオスについても米国への徹底抗戦を望み、米軍がカンボジアとラオスに爆撃を行ったときも民族解放闘争を鼓舞していた。北朝

鮮は——中国とは異なり——インドシナの民族解放闘争に「適切な猶予期間」を認めていなかったが、韓国が——南ヴェトナムとは対照的に——在韓米軍の水準維持についてニクソン政権と米議会から概ね好意的な対応を得たことで、北朝鮮がヴェトナム、カンボジア、ラオスでの民族解放闘争を鼓舞しながらも、「南朝鮮革命論」に傾斜することは容易ではなかった。

北朝鮮が紛争「局地化」の構図を崩す契機となったのは、事実上米国との二国間協議でパリ和平協定を交わし、その後もパリ国際会議を形骸化した上でパリ和平協定の「遵守」を米国に求めた北ヴェトナムの対米外交であった。許鎔が訪中時に周恩来に仲介を依頼した米朝直接接合、最高人民会議第五期第二次会議で採択された「米国議会に送る書簡」はその端緒であったが、「米国議会に送る書簡」を機に設置された「ルーマニア・チャネル」が稼働し始めたことは、それまで韓国に求めていた在韓米軍撤退を対米関係に求める上で北朝鮮を鼓舞した。北朝鮮が在韓米軍撤退を目的とした南北平和協定の優先順位を下げていったのも当然であった。一九七三年六月、ソウルで開かれた第三回南北調節委員会で朴成哲は、「ルーマニア・チャネル」が稼働し始めたことを背景に、在韓米軍撤退を南北対話に求めず、第一回南北調節委員会で合意した軍事分科委員会を開設し、そこで南北間の軍事問題の討議を行うことを提議した。朴成哲の南北間の軍事問題についての提案は、最高人民会議第五期第二次会議で公認された「金一五項目軍事提案」によっていたが、そこではもはや南北平和協定は南北間の軍事問題の解決に必要な取り決めではなくなっていた。「ルーマニア・チャネル」が稼働していけば、北朝鮮がさらに南北当局者対話である南北調節委員会、ひいては南北平和協定に関心を失っていくことは避けられなかった³⁰²。

南北調節委員会に関心を失った北朝鮮が対南関係で求めるものも、第三回南北調節委員会に示されていた。ここで朴成哲が提議した政治協商会議は、北朝鮮が南北調節委員会という南北当局者対話に代る南北対話の一形態

として位置づけられた。このとき朴成哲が提議した政治協商会議は、シアヌーク訪朝の際の金日成演説に倣ったものであるが、第三回南北調節委員会の直前に新民党党首柳珍山が「南北調節委員会の構成については各界各層を網羅する汎国民的次元で再びつくられなければならない」との発言にも触発されていた。政治協商会議とは、インドシナで北ヴェトナムが主導する民族解放闘争を鼓舞しながら朝鮮半島に投影できない北朝鮮が、朴正熙政権打倒のための「南朝鮮革命」に代って、朴正熙政権を南北対話全体で相対化する試みであった。すなわち、第三回南北調節委員会で北朝鮮は、在韓米軍撤退で南北当局者対話を相対化した上で、南北対話全体で朴正熙政権を相対化しようとしていた。その後、第三回南北調節委員会を最後に、「七・四南北共同声明」で設置された南北調節委員会という南北当局者対話は終焉する。それはキッシンジャーと周恩来が構想した朝鮮問題の米中「共同管理」が挫折したことを意味していた。それは同時に、キッシンジャーの「ボーロー」以来、周恩来とともに試みた朝鮮半島での紛争「局地化」と米中両国を含む「大国間の協調」の試みがいったん挫折しようとしていたことも意味していた。

註

210 “The President’s News Conference of March 15, 1973,” *PPPUS: Nixon, 1973*, p. 205.

211 “Address to the Nation about Vietnam and Domestic Problems, March 29, 1973,” *PPPUS: Nixon, 1973*, p. 234.

212 “The Text of Letter No. 141/BNG/NCST of April 4, 1973 from the Republic of Viet-Nam on the Tong-Le-Chan Case to the Parties to the Paris Conference on Vietnam, *Violations of the Paris Agreement of January 27, 1973*, op. cit., pp. 130-

- 131.
- 213 "U.S. Replies to D.R.V Charges of Violations of Viet-Nam Cease-fire, *DSB*, LXVIII, No. 1768 (May 14, 1973), pp. 599-603.
- 214 「ベトナム民主共和国政府のパリ協定後六〇日間の履行状況に関する声明」一九七三年三月三〇日発表（「ハノイ」浦野編著 前掲書（アジア IV 一）二二五九〇～二二五九一頁）。
- 215 "Address to the Nation about Vietnam and Domestic Problems, March 29, 1973," *PPUS; Nixon, 1973*, p. 237.
- 216 "Memorandum for the President's Files by the President's Assistant for National Security Affairs (Kissinger) San Clemente, California, April 3, 1973, 11:02 a.m.-12:05 p.m.," *FR Vietnam, 1973-75*, p. 183; see also, Doc, *Viet-Nam Peace Negotiations*, p. 409. ただし、キッシンジャー署名による NSD M-210 は、七三年会計年度の支援に ついてニクソンがチヌーに述べた一億六〇〇〇万ドルを一〇〇〇万ドル上回る一億七〇〇〇万ドル、開発借款も少なくとも四〇〇〇〇万ドルの増額を求めた内容になった（"National Security Decision Memorandum 210, Washington, April 11, 1973," *FR Vietnam, 1973-75*, p. 185）。
- 217 "Joint Statement Following Discussions with President Thieu of the Republic of Vietnam. April 3, 1973," *PPUS; Nixon, 1973*, p. 253. 以下、ニクソンとチヌーの間の共同声明からの引用は、この文献による。
- 218 "Memorandum for the President's Files by the President's Assistant for National Security Affairs (Kissinger) San Clemente, California, April 3, 1973, 11:02 a.m.-12:05 p.m.," *op. cit.*, p. 184.
- 219 Victor B. Anthony and Richard R. Sexton, *The United States Air Forces in Southeast Asia: The War in Northern Laos*, Washington D.C.: Center for Air Force History, 1993, p. 362.
- 220 Richard M. Nixon, *The Memoirs of Richard Nixon*, New York: Grosset & Dunlap, 1979, pp. 887-888（邦訳、松尾丈夫・斎田一路訳『ニクソン回顧録③ 破局への道』小学館、一九七九年、二三頁）。
- 221 James M. Naughton, "Senate Votes to Give Veto to Congress on Hanoi Aid," *New York Times*, April 6, 1973.
- 222 "Kissinger Hints Vietnam Actions, *New York Times*, April 24, 1973; Kissinger, *Years of Upheaval*, p. 308（邦訳書三八二頁）。これは一九七三年四月二三日に行われたキッシンジャーの演説の後の質疑応答の一文である。演説本文にこの一文は記録されていない。See, "The Year of Europe, Address by Henry Kissinger, Assistant Secretary to the President for National Security Affairs," *DSB*, LXVIII, No. 1768 (May 14, 1973), pp. 593-598.
- 223 "Memorandum of Conversation, Washington, February 24, 1973, 10:10 a.m.," Foreign Relations of the United States,

- 1969-1976, Volume E-12, Documents on East and Southeast Asia, 1973-1976, Korean Peninsula (Hereafter Cited as FR Volume E-12, Korean Peninsula), pp. 1-2 <<https://static.history.state.gov/frus/frus1969-76ve12/pdf/d3232.pdf>>.
- 224 *Statement of Secretary of Defense, Elliot L. Richardson, Before the House Armed Service Committee on the FY 1974 Defense Budget and FY 1974-1978 Program*, Tuesday, April 10, 1973, p. 25.
- 225 "ROK Foreign Minister's Meeting with the Secretary, February 22, 1973.2.23. POL 7 KORS 1/1/73 Box 2424, RG 59," 양승환・박명림・지수형편 『한국 대통령 통치사료집 박정희 (四) 유신체제 형성 (以下『유신체제 형성』と略記)』 서울: 연세대학교 국가관리연구소편, 二〇一〇년, 四五二頁。
- 226 韓国軍現代化計画に対する米国の支援は、一九七三年度に総額一億六四〇〇万ドルで前年の約五〇〇〇万ドル減額となった(『國防史』서울: 國防部, 四一八頁)。
- 227 『Thieu, Nguyen Van thieu 대통령 방한』一九七三: 四一一・一二二(분류번호七二四: 一二二등록번호五九三三三)。
- 228 『월남웅전기본대비책수립(외무부보고)』(대통령비서실, 一九七三: 〇一・二五, 관리번호 E A 〇〇〇三一六九 @ 〇〇〇一)´ 三三頁 <<https://www.pa.go.kr/research/contents/open/index02.jsp>>.
- 229 『한국일보』一九七三년四月一四일。
- 230 『월남정세보고(주월대사)』(대통령비서실, 一九七三: 〇五・〇一, 관리번호 E A 〇〇〇三三三三 @ 〇〇〇一)´ 一一三頁 <<https://www.pa.go.kr/research/contents/open/index02.jsp>>.
- 231 『대월긴급원조계획추진현황(통간보고)』(대통령비서실, 一九七三: 〇六・一一, 관리번호 E A 〇〇〇三三三三 @ 〇〇〇一)´ 九七・九八頁 <<https://www.pa.go.kr/research/contents/open/index02.jsp>>.
- 232 "Fourth Annual Report to the Congress on United States Foreign Policy, May 3, 1973," *PPU/S. Nixon, 1973*, p. 431.
- 233 "Memorandum From John Holdridge of the National Security Council Staff to the President's Assistant for National Security Affairs (Kissinger), Washington, March 1, 1973," FR Volume E-12, Korean Peninsula, p. 1 <<https://static.history.state.gov/frus/frus1969-76ve12/pdf/d233.pdf>>.
- 234 "Memorandum of Conversation Beijing, May 18, 1973," *FR China, 1973-76*, p. 265; Kissinger, *Years of Upheaval*, pp. 350-351 (邦訳書 四三三頁)´.
- 235 "Memorandum of Conversation, Washington, July 19, 1973, 11:00-11:46 a.m.," *FR China, 1973-76*, p. 265, p. 300, fn. 4; see also, Kissinger, *Years of Upheaval*, p. 351 (邦訳書 四三三頁)´.
- 236 Kissinger, *Years of Upheaval*, pp. 351-352 (邦訳書 四三三頁)´. なお、ニクソン米中連絡事務所所長としてワシントン

に赴任した黄鎮に対して、カンボジアについて米国が特定の一個人にのみ関与することはないとして、カンボジアの和平は対立する諸派が共存することで成立することを強調し、その後の中国の役割を強調していた。See, "Memorandum for the President's File by the President's Assistant for National Security Affairs (Kissinger) Washington, May 30, 1973, 9:15-9:30 a.m.," *FR China, 1973-76*, p. 265.

237 236 Kissinger, *Years of Upheaval*, p. 333 (邦訳書「四一頁」).

"May 25, 1973, COSVN Party Current Affairs Committee Issues Information Bulletin No. 06/TT 73 on the Le Duc Tho-Kissinger Talks (17 to 22 May 1973)" <<https://digitalarchive.wilsoncenter.org/document/176172.pdf?v=1ca9a22e8eb9151609900795f10fc413p>>.

238 「周恩来同志在中共中央和國務院歡迎越南黨政代表團宴會上的講和(一九七三年六月四日)」『進一步發展中越兩國人民的偉大友誼和戰鬥團結——越南勞動黨和越南民主共和國政府代表團訪問中國文件集』北京、人民出版社、一九七三年、一三頁。

「黎笋同志在中共中央和國務院舉行的歡迎宴會上的講和(一九七三年六月四日)」同右、一九〇頁。

「聯合公報(一九七三年六月二日)」同右、五頁。

中共中央文獻室編「前揭書、五九八頁。

243 242 241 240 239 Kissinger, *Years of Upheaval*, p. 334 (邦訳書「四一三頁」).

"Preliminary Accord on Principle between the Two South Vietnamese Parties to the La Celle-Saint Cloud Conference," *Violations of the Paris Agreement of January 27, 1973, op. cit.*, p. 153. 以下「南ヴェトナム政府の提案からの引用はこの文献による。

244 南ヴェトナム共和臨時革命政府代表団首席代表グエン・ヴァン・ヒュー「南ヴェトナム問題解決のための六項目」『世界政治資料』第四〇六号(一九七三年六月上旬)、三〇四頁。

245 "Memorandum From the President's Assistant for National Security Affairs (Kissinger) to President Nixon, Washington, May 24, 1973, *FR Vietnam, 1973-75*, p. 288.

246 "Backchannel Message from the Acting Ambassador to Vietnam (Whitehouse) to the President's Assistant for National Security Affairs (Kissinger), Saigon, June 2, 1973, 0145Z," *ibid.*, p. 296.

247 "Backchannel Message from the Acting Ambassador to Vietnam (Whitehouse) to the President's Assistant for National Security Affairs (Kissinger) in Paris, Saigon, June 7, 1973, 0720Z," *ibid.*, p. 302.

248 "Backchannel Message from the Acting Ambassador to Vietnam (Whitehouse) to the President's Assistant for

- National Security Affairs (Kissinger) in Paris, Saigon, June 7, 1973, 1220Z," *ibid.*, pp. 304-305.
- 249 "Memorandum from the President's Assistant for National Security Affairs (Kissinger) to President Nixon, Washington, June 11, 1973," *ibid.*, p. 322.
- 250 "Memorandum of Conversation I Paris, May 18, 1973, 3-6:45 p.m.," *FR Kissinger-Tho*, pp. 1534-1536; "Memorandum of Conversation Paris, May 23, 1973, 10:30 a.m.-5:05 p.m.," *ibid.*, p. 1634.
- 251 "Memorandum of Conversation, Paris, May 18, 1973, 3-6:45 p.m.," *FR Kissinger-Tho*, p. 1536.
- 252 "Backchannel Message from the President's Assistant for National Security Affairs (Kissinger) to the Acting Ambassador to Vietnam (Whitehouse), Washington, June 5, 1973, 0148Z," *FR Vietnam, 1973-75*, p. 299.
- 253 "Memorandum from the President's Assistant for National Security Affairs (Kissinger) to President Nixon, Washington, May 24, 1973," *FR Vietnam, 1973-75*, pp. 287-288. "Conclusion of Joint Communiqué Negotiations with Le Duc Tho: Includes Attachment," June 13, 1973," DNSA. 水本'前掲論文'六四〜六五頁。
- 254 "Backchannel Message from the President's Assistant for National Security Affairs (Kissinger) to the Acting Ambassador to Vietnam (Whitehouse), Paris, June 8, 1973, 2120Z," *ibid.*, p. 311.
- 255 "Backchannel Message from the President's Assistant for National Security Affairs (Kissinger) to the Acting Ambassador to Vietnam (Whitehouse), Washington, June 10, 1973, 1626Z," *ibid.*, p. 317.
- 256 "Backchannel Message from the President's Assistant for National Security Affairs (Kissinger) to the Acting Ambassador to Vietnam (Whitehouse) 1 Washington, June 11, 1973, 1459Z," *ibid.*, p. 327.
- 257 "Backchannel Message from the President's Assistant for National Security Affairs (Kissinger) to the Acting Ambassador to Vietnam (Whitehouse)," *FR Vietnam, 1973-75*, p. 339.
- 258 Doc, *The Viet-Nam Peace Negotiations*, p. 404.
- 259 "Text of Joint Communiques," *DSB*, Vol. LXIX, No. 1776 (July 9, 1973), pp. 50-53. "Dr. Kissinger's News Conference, White House Press Release, Dated June 13," *ibid.*, pp. 45-50.
- 260 以下、四者共同声明からの引用は、『バリ四者会談のバリ協定実施に関する文書 一九七三年六月一二日採択（バリ）浦野編、前掲書（アジア版）二五九六〜二六〇〇頁による。
- 261 "Memorandum from the President's Assistant for National Security Affairs (Kissinger) to President Nixon, Washington, June 11, 1973," *ibid.*, p. 323.

- 262 南ベトナム共和臨時革命政府代表団首席代表グエン・ヴァン・ヒュー「南ベトナム内部問題解決のための基本点と緊急措置——パリにおける二者協議会第一回会議(六月二十八日)」『世界政治資料』第四〇六号(一九七三年六月上旬), 一三頁。
- 263 “Texts of Joint Communiques: Four-Party Joint Communiqué,” *DSB*, Vol. LXIX, No. 1776 (July 9, 1973), pp. 50-53. 以下、四者共同声明からの引用はこの文献による。
- 264 「ベトナム民主共和国外務省のパリ協定調印当事者一九七三年六月一日共同文書に関する声明 一九七三年六月一日日発表(ハノイ)」浦野編、前掲書(アジアⅣe), 二六〇二頁。
- 265 「ベトナム民主共和国政府代表・労働党中央委員レ・ドク・トのパリ協定調印当事者の一九七三年六月一日共同声明の意義についての記者会見発言(一九七三年六月一日、パリ)」浦野編、前掲書(アジアⅣe), 二六〇一頁。
- 266 “Communiqué of the Ministry of Foreign Affairs Dated June 18, 1973, Denouncing to the World and Domestic Opinion the Communists’ Ill Will in Implementing the Provisions of the Paris Agreement and the Joint Communiqué on the Case-fire. *Violations of the Paris Agreement of January 27, 1973*, op. cit., pp. 183-184.
- 267 社論「為全面執行巴黎協定而堅持努力」『人民日報』一九七三年六月一日。
- 268 「월남민주공화외교부가미제의사이공괴괴도당의월남평화협정위반행위를규탄하여성명」『로동신문』一九七三年五月四日。
- 269 「남부월남공화림시혁명정부수립네움을축하한다」『로동신문』一九七三年六月六일。同様の主張は、北朝鮮と臨時革命政府との外交関係樹立四周年を記念した宴会でも繰り返された(조선민주주의인민공화국과남부월남공화사이의외교관계 설정네움에 즈음하여우리나라주재남부월남공화림시대리가언회를차렸다)『로동신문』一九七三年六月一三일。
- 270 「우리는영웅적감보자인민이성스러운반미구국투쟁에서최후승리를이룩할때까지적국지지성원할것이다——감보자에 대한미제와앞잡이들의범죄적인침략행위를항의규탄하는평양시군중집회가있었다」『로동신문』一九七三年六月五일。
- 271 「감보자와왕국민족련합정부수립세움을열렬히축하한다」『로동신문』一九七三年五月五일。리운세「미제의황포한공갈」『로동신문』一九七三年六月八일。
- 272 「라오스에국적중립과세력동맹위원회가 라오스평화협정리행정형과 관련된 라오스에국전선의성명을지지」『로동신문』一九七三年五月四日。
- 273 「라오스에국전선대표단의조선민주주의인민공화국반부에대한공동공무니케」『로동신문』一九七三年五月五일。および、同様の趣旨の論評として、리영혁「라오스에국전선의기지가나뭇기는해방은날로공고발전되고있다」『로동신문』一九七三年五月一五일을参照されたい。

274 「월남에 관한 빠린협정중요문들의 이동문무기록」 『로동신문』 一九七三년六月一六일。 「미제와 사이공괴뢰도당의 평화협정을 엄격히 이행해야 한다」 『로동신문』 一九七三년六月一九일。

275 박마린 「다시금 나라내 통일 조선에 대한 미국의 침략 야망」 『로동신문』 一九七三년五月五일。

276 275 “May 05, 1973, Telegram from the First Directorate to Washington, DC, NO. 01/0493,” United States-North Korea Relations, Wilson Center, Digital Archive International History Declassified <<https://digitalarchive.wilsoncenter.org/document/114056.pdf?v=1fee895d132a47147f278df4170ce6c>>.

277 「러시아인민과 친선관계를 더욱 강화발전시키기 위하여 조선인민과 모든 힘을 다할것이다. 로마니아 그루페 대표단을 환영하고 평양시가지에 화가 있었다」 『로동신문』 一九七三년五月三十一일。

278 「우리 나라에 와있고 로마니아 사회주의 공화국의 대사가 로마니아의 회그루페 대표단의 우리 나라 방문과 관련하여 면담을 하였다」 『로동신문』 一九七三년六月一日。

279 “June 07, 1973, Telegram from Washington, DC, NO. 084. 504, Urgent, Secret” <<https://digitalarchive.wilsoncenter.org/document/114062>>.

280 “Memorandum from John Holdridge of the National Security Council Staff to the President’s Assistant for National Security Affairs (Kissinger), Washington, March 15, 1973,” FR Volume E-12, Korean Peninsula, p. 2, <<https://static.history.state.gov/frus/frus1969-76ve12/pdf/d234.pdf>>.

281 “Memorandum for: Mr. Kissinger from John H. Holdridge, Subject: UNCURK and Korean Item in the UN, March 15, 1973,” FR Volume E-12, Korean Peninsula, p. 2 <<https://static.history.state.gov/frus/frus1969-76ve12/pdf/d234.pdf>>.

282 “Summary and Options from a Study Prepared by the Interdepartmental Group for East Asia and the Pacific, Washington, Undated,” FR Volume E-12, Korean Peninsula <<https://static.history.state.gov/frus/frus1969-76ve12/pdf/d235.pdf>>. この報告は、一九七三年四月三日付で、省庁間グループ議長代行の任にあつたスナイダーが、キッシンジャー宛に送り、同年五月四日には國務省、國防省、財務省副長官、軍備管理軍縮庁副長官、中央情報部長官、さらには大統領國際經濟担当補佐官、統合參謀本部議長にも送られた。なおこの原典は“National Archives, Nixon Presidential Materials, NSC Institutional Files (H-Files), Box H-191, NSSM 155 [1 of 2], ‘Secret’”とあるが、NSSM-155には (sic) と付記されている (“Summary and Options from a Study Prepared by the Interdepartmental Group for East Asia and the Pacific, Washington, undated” <<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1969-76ve12/d235>>)。NSSM-155 はフィリピンに関する覚書であり、これはNSSM-154の誤記と考えてよい。NSSM-154は、七二年四月六日付で、キッシン

ンジャー署名により発出され、同年五月一〇日までに上級検討グループでの検討のために、NSC東アジア省庁間グループにその結果が提示されることになっていたが、ニクソン訪中後の南北対話に向けた秘密接触などの情勢変化により、これに関する検討はこの時期も続いていた。この報告もその一環と考えられる。NSSM-154¹⁵⁴については、See, "National Security Study Memorandum 154," *FR Korea 1969-72*, pp. 330-331.

284 『一九七二年主要政策集』서울, 新民黨, 一九七二年, 六九頁。

283 「國會機能 所생위해 最大 노력 言論 위축은 民主憲政의 動脈硬化를 소래——柳珍山당수 記會會見서 밝히」『民主前線』一九七三年四月三〇日。

286 『우리黨의 政綱・策政①』『民主前線』一九七三年五月一五일。

285 「우리는 북과 남의 정당, 사회단체들과 각계각층 인사들 사이의 정치적 교류와 협상을 위하여 언제나 문을 열어 놓고 있다——조선로동당 중앙위원회 정치위원회 위원인 박성철동지가 최근 남조선의 한 야당인 신민당이 전당대회에서 이黨의 당연한 남북통일정책을 채택한 것과 관련하여 기자회견을 가졌다」『로동신문』一九七三年五月一九일。「남북의 각 정당, 사회단체 대표들 각계각층 인사들이 한 자리에 모여 앉아 대화하는 정치협상회의가 소집대야 한다——북과 남의 대화와 협상의 폭을 넓힐데 대한 우리黨의 제안을 일본의 각계 인사들과 일본에 와 있는 외국인사들이 열렬히 지지 환영」『로동신문』一九七三年五月三二일。

287 「남북조절위원회 제三차 회의에 참가하기 위하여 서울에 머무르고 있는 우리측 성원들을 위하여 남조선측 공동위원장이 연회를 치렀다」『로동신문』一九七三年六月一一일。

288 「남북조절위원회 제三회의가 진행 되었고 관련하여 남북조절위원회 우리측 공동위원장을 대신한 부총리 박성철동지가 내외기자들과 만났다」『로동신문』一九七三年六月一五일。以下、平壤での朴成哲による記者會見からの引用はこの文献による。

289 류계환 「우리의五개항목 제안은 당사 실현되어야 할 절박하고 현실적인 방안이다」『로동신문』一九七三年五月一〇일。

290 리석준 「五개항목 제안은 평화통일의 길을 적극적으로 개척하는 유일하게 정당한 방안」『로동신문』一九七三年五月三三일。

291 장인덕・송중환, 前掲, 一九七頁。

292 「李厚洛 서울側 共同委員長 晚餐演說(日時:一九七三・六・一一、場所:서울 三清閣)」『南北對話(七・四南北共同聲明一周年特輯)』第一号(一九七三年七月、二三〜二四頁)。

293 「남북조절위원회 제三회의가 열렸다」『로동신문』一九七三年六月一三일。

294 「李厚洛 서울側 共同委員長 記者會見(日時:一九七三・六・一四 一〇:一〇、場所:서울 迎賓館)」, 前掲『南北對

話』 三三二～三三三頁。

294 Henry A. Kissinger, *A World Restored: Metternich, Castlereagh and the Problems of Peace 1812-1822*. Boston: Houghton Mifflin, 1957 (邦訳 伊藤幸雄訳 石津朋之解説『回復された世界平和』 原書房、二〇〇九年)。永井陽之助『多極世界の構造』 中央公論社、二四一頁。

295 See, Robert Bothwell, *The Further Shore: Canada and Vietnam. International Journal*, Vol. 56, No. 1 (Winter, 2000/2001), pp. 89-114; see also, Poeliu Dai, "Canada's Reluctant Participation in the International Commission for Control and Supervision in Vietnam in 1973," *Canadian Yearbook of International Law*, Volume 11, 1974, pp. 244-257.

296 前掲拙稿、「米中接近と韓国」 一六六頁。

297 See, Robert Dallek, *Nixon and Kissinger: Partners in Power*. New York: HarperCollins Publisher, 2007, p. 257. 大嶽秀夫『ニクソンとキンシンジヤー——現実主義とは何か』 中央公論社、二〇一三年、二二八頁。

298 "Zhou Enlai and Le Duan, Pham Van Dong and Lee Thanh Nghi, Beijing, 5 June 1973," 77 *Conversations*, pp. 184-187. 栗原、前掲論文、一九七頁。ニクソンも「ハノイにおけるモスクワの手先の利益は、インドシナに覇権を確立することにせよ、米国に屈辱を与えようとすることにせよ、全く北京の利益と相反するものだったのである。一九七三年一〇月頃には、周恩来が北ヴェトナムの指導者に対して『例えば五年あるいは一〇年の間は緊張が緩和していることが、ヴェトナムにとつても他インドシナ諸国にとつても最善ではなからうか』と語ったと伝えられている」と回顧している。周恩来が行ったとされる発言の時期と、インドシナで小康状態を保つ期間は異なるものの、その趣旨は同様と考えてよい。なお、ニクソンがいう周恩来の「一九七三年一〇月頃」の典拠は明らかではない。See, Richard Nixon, *No More Vietnams*. New York: Arbor House, 1985, p. 176 (邦訳 宮崎緑・宮崎成人訳『ノー・モア・ヴェトナム』 講談社、一九八六年、二四九頁)。ただし、引用文は邦訳書にはよらな。

299 Winston Lord (Introduction by Henry Kissinger), *Kissinger on Kissinger: Reflections on Diplomacy, Grand Strategy, and Leadership*. New York: St. Martin Press, 2019, p. 83.

300 John Ehrlichman, *Witness to Power: The Nixon Years*. New York: Simon and Schuster, 1982, p. 316.

301 *Ibid.*, p. 165 (邦訳書、二二三頁)。

302 なおその後、ゲネアはルーマニア国連代表部を通じて、ワルトハイムが「米国議会に送る書簡」の内容をロジャーズに打診したところ好意的であったことが記された上で、それを金一に伝えるよう要請していた。なお、この電報では、ルーマニア国連代表部がワルトハイムに国連代表部開設に関する書簡を「手交した (gave)」のは“July 13”と記されているが、六

月一六日付の電報に七月一二日のことが過去形で記されることはありません。これは“June 13”の誤記と考えられます。（“June 16, Telegram to Pyongyang from First Directorate, Secret, NO. 01/08463. Flash,” United States-North Korea Relations, Wilson Center Digital Archive, International History Declassified <<https://digitalarchive.wilsoncenter.org/document/114063>>.